

平成26年第2回美祢市議会定例会会議録（その2）

平成26年6月12日（木曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 1名

15番 村上健二

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係	大塚 享
議会事務局企画員	野尻登志枝		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
市民福祉部次長	杉原功一	市民福祉部次長	三浦洋介
総合観光部長	藤澤和昭	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	佐々木昭治
財政課長		総合政策部長	
総合政策部長	中嶋一彦	企画政策課長	
地域情報課長		市民福祉部長	西山宏史
市民福祉部長	岩崎賢治	生活環境課長	
健康増進課長		市民福祉部長	古屋敦子
教育長	永富康文	高齢福祉課長	
病院事業局長	金子 彰	代表監査委員	三好輝廣
管理部長	西田良平	消防本部長	阿野一俊
建設経済部長		消防本部長	
		上下水道事業局長	松野哲治

教育委員会
事務局
院長
事業部長
課長
経済部長
業者
理事
農林課
管理
病院
建設
経営
建設
病院
管理

山田悦子
古屋壮之
志賀雅彦
高橋睦夫

教育委員会
事務局次長
消防本部次長
建設経済部
商工労働課長

末岡竜夫
松永潤
河村充展

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

1 高木法生

2 坪井康男

3 三好睦子

4 岡山隆

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日議場に配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） この際、市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

○市長（村田弘司君） 議長のお許しをもらいましたので、申し述べさせていただきます。

私の次男のことにつきまして、さきの1月15日の臨時市議会において御報告を申し上げたところでございますけれども、その後、先月であります、5月30日に山口地裁より、このことの処遇が決められました。改めまして、関係者の方々、また市民の方々に心より、おわびを申し上げたいと思います。

今後は市政発展に向けまして、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございますので、お力添えを賜りますように心よりお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、猶野智和議員、秋枝秀稔議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○6番（高木法生君） 皆さん、おはようございます。今回の一般質問は、初めてイの一番の抽選棒を引き当てまして、さすがに緊張しております。新政会の高木法生でございます。

今月2日、山口県は梅雨入りしたと見られるとの発表がございました。平成22年7月に美祢地域を襲ったあの集中豪雨災害、また昨年の山口市、萩市のゲリラ災害など、日本各地で大変な被害をもたらしておりますが、本年は豪雨等で被害をもたらすことなく、平穏無事を願っているところであります。

それでは、一般質問順序表に従いまして、御質問申し上げます。

まず、公共施設の現況及び将来の見通しについてでございます。

本市における公共施設は、1960年、昭和35年代の高度経済成長期にかけて、社会資本の集中的な整備が進められ、学校初め公民館等の公共施設が建設されてきました。現存する施設は築後30年以上を経過するものが全体の42%あり、近い将来、施設の老朽化等の対応に多額の更新費用等が必要と思われれます。

また、市の財政は今年度で合併から7年目を迎え、合併算定替えの全額交付約12億円を受けることができる期間の最終年度となり、平成27年度から平成31年度の5年間で、段階的に削減されるなど、本市を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある中、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくとも言われ、老朽化した公共施設の利用形態の変更、統廃合など、中長期的な視点に立った、より効率的な行政運営が求められています。

そのため、少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化など、社会環境の変化への対応、また、将来にわたっての持続可能な公共施設の適正規模・適正配置の実現に向け、公共施設のあり方について検討を進めていく必要があります。本年3月には市長の諮問機関として、美祢市公共施設あり方検討委員会を設置する条例が制定されたところであります。

本市の保有している296の公共施設22.8万平方メートルの延床面積の統廃合、再配置等、将来に向けての検討がされることになりましたが、公共施設等の現況及び将来の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 高木議員の公共施設の管理、運営についての御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

今、高木議員の質問要旨をお伺いしておりますと、美祢市が抱えております財政的な問題等を、十二分に把握をされた上での御質疑だろうというふうに思っております。身を引き締めて、回答させていただきたいというふうに思います。

公共施設の老朽化は全国的にも問題化をしております、本市におきましても、老朽化をした公共施設を多く存在しておる、抱えておるという状態でございます。このため、近い将来、大規模改修や施設自体の建てかえを行う必要が生じることが予想されますとともに、さらに少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、社会環境の大きな変化に対応する必要性、また、将来にわたって持続可能な公共施設の適正規模、また配置等の実現に向けて取り組む必要があるというふうに思っております。

こうしたことから、さきの3月議会におきまして、市長、これ私ですけれども、先ほど高木議員がおっしゃいました諮問機関であります美祢市公共施設あり方検討委員会条例の制定につきまして、御議決を賜ったところであります。

現在、専門委員の選定に関しまして、山口大学学術研究部産学連携課との協議もありまして、近日中に山口大学から委員の御推薦をいただける予定となっております。

今後の予定ですが、この委員会において、現在整理しております施設台帳、ですから、市が持っておりますいろんな施設の台帳ですね。これを基礎資料といたしまして、公共施設の現状把握や必要性の評価、分析を本市全体のまちづくりの観点から議論をしていただきまして、現状報告書の作成、さらには、これは重要ですが、将来に向けた持続可能な公共施設の適正規模、または適正配置などといった項目を盛り込んだ、これは計画書の名前ですが、公共施設等総合管理計画の素案を策定していただきまして、その素案を私、市長たる私に答申をしていただくことになっております。

その後、議会での説明、また市民の皆様に対しまして、計画案の公表、そしてパブリックコメントの手続ですね。いろんな御意見を市民の方から頂戴をいたしまして、最終的な計画書の策定というふうなスケジュールを考えているところであります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 市長さんには、意義のある御答弁ありがとうございました。

この公共施設に関する再配置計画の進捗状況につきましては、3月に同僚議員さんのほうが一般質問されたところであります。重複にならないように心がけたいと

思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この公共施設等に関連することで、今、二、三、再質問させていただきたいと思ひます。

3月に美祢市における公共施設の現状ということで御説明があったかと思ひています。現状のまま維持しようとするれば、その更新費用は1,218億円。2015年から2050年までの35年を平均いたしましても、毎年34.8億円の費用が必要になるという計算になるかと思ひております。大変衝撃的な数字でありまして、大変な時期に突入するんだなど、それが私の一つの実感であります。

説明では、施設台帳は整備できているとのお話でもあったかと思ひます。これをもとに公共施設白書、そして公共施設整備計画の素案を策定される運びになるかと思ひておりますが、市長への答申、あるいは御提案は、何年を目途にされているか、お伺いをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） ただいまの御質問でございます。

まず、参考までに、周南市が平成24年に施設カルテ公表をされております。周南市の合併が平成15年4月合併ですから、この公表まで約9年要してまゝです。私どもの場合、今年度委員会を設置したわけでございますが、おおむね1年では無理だと思ひます。2年程度は要するものというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。通常2年ぐらいがどこの市も多いんじゃないかとは思ひておりました。できるだけ早いほうに越したことはないと思ひますので、その点、よろしくお願ひをしたいと思います。

市長さんの最初の答弁の中で、答申後、議会の説明、市民への公表等を行う旨回答があったかと思ひています。ここで大切なのは、やはり、これまで市民は公共施設等について、安全そして良好なサービスを受けてきたわけでありまゝです。市サイドから言えば、サービスを提供して、住み心地のよい美祢市を目指してこられたと思ひうわけです。したがって、市民の方々と共通認識を持って協働でつくるようなことはできないか。途中で、やっぱり、情報公開をすることが可能かどうか、その点1点お伺ひしたいと思ひます。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 高木議員の御心配といたしますか、大変もつともだろうというふうに思います。合併前から、いろんな市の施設、公共施設ですね、これをなさって、合併後もそれを大事に市民の方が大事に使っていただいておりますと現状がございます。

今後、人口が我々は減らないように一所懸命努力するつもりでありますけれども、さきの日本創成会議で出ましたように、日本全体の人口が大幅に減ってくるという中で、特にこの山口県、美祢市のようなところは、さらにそのスピードは早いということがあります。ですから、それを踏まえた上で、財政的なことを考えて、今まで享受していただいた施設をそのままお使いいただけるのか。それとも人口規模に合わせた形で集約するのか。非常に470平方キロを超える広大な面積を持っておりますから、美祢市はですね。その中でどういうふうな配置をするのがもっとも合理的であり、将来の市民の方々に税負担を軽くすることができるか。いろんなことを考えながらやろうと思っています。

そのことを先ほど申し上げた素案ができた段階で、市民の方々に一度開示をさせていただきたいというふうに思っています。それを先ほどパブリックコメントという言葉で申し上げましたけれども、それを市民の方々に広く周知を申し上げて、いろんな御意見を頂戴をしたい。ですから、議会サイドにももちろん先ほど申し上げたようにお示しをしますけれども、市民の代表でいらっしゃるからですね、市議会はですね。そして、なおかつ直接的に市民の方々の御意見も頂戴をして、でき得る限り、私はいつも申し上げるように、ベストのものはないと思っています。いろんな条件を要件を抱えていますから、ベストのことはできないと思いますけれども、より市民の方にとってベターな形で、今後の配置計画等をつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。できるだけ多くの方々の市民の方々の御意見等を拝聴しながら進めていただければと思っております。

最後になりますけれども、もう1点お願いしたいと思いますが、将来的なまちづくりを視点として考えますと、大変費用も要します。PFIの活用なども考えてい

くお考えがあるのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） P F I 等の活用による整備の予定という御質問でございますが、まず、ちょっと、前段といたしまして、国のほうの動きでございます。

安倍総理は国土強靱化、インフレ誘導、公共工事を増額させたいということで、そのため、年20兆円の財源が必要と試算し、経済財政諮問会議においても公共工事の増額方針が確認されているところでございます。しかし、財政的に国のほうで許されるのは6から8兆円程度であるため、残りの12から14兆円は民間の知恵で稼いで投資させたいという国の動きがございます。このため、公共工事契約法の動きや新たなルールづくりの動きが現在活発となっております。その一例といたしまして、P F I 法も一部改正が平成23年5月に行われているところでございます。

当然、今後は、こういった整備方針が決まりましたら、今度、整備計画が決まりましたら、今後こういった手法で整備していくかという新たな委員会といたしますか、そういったものも十分検討していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。民間のノウハウ、民間資金を活用してのまちづくりをすることは時宜を得ておりますし、ぜひ早目の取り組み考えていただければと、このように思っています。よろしくお伺いしたいと思います。

それでは次に、誘導サイン等の設置についてをお伺いをいたしたいと思います。

サインシステム整備事業は、本市に訪れてくださる方々に対しまして、円滑な市内での移動や行動にかかわる情報の的確な誘導を図るため設置するもので、昨年までに主なポイントにアーチ型の県内案内、広域案内、誘導サイン等を整備されたところであります。

平成23年には、中国自動車道から分岐する地域高規格道路である小郡萩道路が開通し、交流拠点都市、観光立市を目指しております美祢市にとりまして、格好の道路網となっております。この小郡萩道路には、十文字、秋吉台、大田、絵堂の四つのインターチェンジを有し、東の玄関口として重要な施設、道の駅みとう、維新ゆかりの地、金麗社、奈良の大仏様ゆかりの長登銅山など、歴史、文化の資源に富

んだ観光の宝庫であり、存在感のある町として、このインターチェンジを活用し、誘客強化を図らなければなりません。これを生かすためにも誘導サインシステムの整備など、受け入れ体制の充実は非常に重要であります。

そこでお伺いをいたします。誘導サインをインターにおりる1キロ前あたりに設置できないものか。また、高規格道路から道の駅の場所がわかりづらいため、のぼり、あるいはやぐら等の設置ができないか、この意見についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの御質問に私のほうからお答えをいたしたいと思えます。

今、議員が御指摘なさったとおり、美祢東ジャンクションによりまして、中国自動車道と連結をしております小郡萩道路、コハギ道路とよく言いますけれども、十文字、それから秋吉台、そして大田、絵堂の四つのインターチェンジを有するという交通のいわゆる主要幹線であるということから、美祢市の東の玄関口としての道の駅みとうは大変重要な施設でありまして、この道の駅みとうにおいて、市内の各観光地の情報を発信をするということは、市内を周遊をしていただくという着地型観光にとって、これにつながります有効な手段であるというふうに認識をいたしているところであります。

この小郡萩道路から、具体的には道路沿いに看板等を設置することによりまして、お客様を誘導するとともに、道の駅みとうの位置をよりわかりやすくするために、のぼりややぐら等の設置ができないかということであったと思います。

実は、ことしですね、ことしの3月25日に国土交通省所管の道路標識、区画線及び道路表示に関する命令の一部を改正する命令という、ちょっと長ったらしいですけれども、こういうふうな国土交通省の命令が公布されまして、本年の4月1日付で公布をされ、施行されたところであります。この一部改正の概要といたしましては、サービスエリア、道の駅及び距離、サービスエリア、道の駅の予告が追加をされたということですね。従来は標識令に位置づけられていました休憩所施設としては、サービスエリアとパーキングエリアのみを案内するものであったということが、先ほど申し上げた国土交通省の命令文書によって、道の駅が入ってきたということですね。この案内標識の対象と位置づけられたというものになります。非常に

これは我々にとってありがたいことですが、現在、道の駅の所管であります本市の建設経済部におきまして、小郡萩道路の設置者であります山口県に対しまして、案内板等の設置について、担当者、まだ担当者のレベルではありますけれども、鋭意協議を進めているところであります。しかしながら、このたびの一部改正では、道の駅の案内が可能になったというものでありますけれども、看板の色、それからサイズに指定をなされておるといふ、くくりがあるんですね。ですから、議員御提案の、例えば美祢産の木材等を活用した看板等の設置が可能かどうかということにつきまして、山口県に確認等を行わせたいと考えています。結果として言えば、国のほうも、今観光立国を目指しておりますので、それを踏まえた上で、こういうふうな政令・省令・命令等を変えてきとるはずですから、実際的に有効なものにしていかなくちや意味がないですよ。ですから、法律とか、いろんな決め事というのは、人のためにあるわけですから、法律はそのためにあって、それを解釈していくのは、またそれぞれの役目がありますから、その辺がどこまで弾力的に国が運用でき得るかということも含めて協議をしていきたいというふうに思っています。

また、併せまして、道の駅みとう敷地内でののぼりややぐら等の設置や、小郡萩道路内における市内観光施設の案内標識の設置につきましても、県道の管理者であります山口県の支援策を含めて協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

ですから、今のところ、すぐできますよということを申し上げにくいということがあります。県の管轄でありますから。ということで終わります。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。この誘導サインの設置につきましては、前回も一般質問したわけでございます。私の通告のまずさで意思が伝わらず、大変御迷惑かけた経緯があります。一つには、そうした意味もありまして、再度質問させていただいたところです。

この誘導サインにつきましては、一般質問後、皆さんからのいろいろな情報をいただきました。そこで、長門萩間の山陰道路には、道の駅三見に入るところですね、誘導サインが設置してあるという情報でございまして、私も実際に行きまして写真を撮りました。山陰道路ということで、この高規格道路がもう上位であろうかと思っておりますが、片側一車線で中央にはポールが立っておりますし、車が避ける場

所もほとんどなく、大変怖い思いをして写真を撮った思い出があります。道の駅におりる分岐まで2キロ先、あるいは次は1キロ先ですか、あとは、二、三百メートルだったと思うんですが、3カ所設置してありました。これだけ用意がしてあるとお客さんも立ち寄れるんじゃないかなろうかと思っております。3カ所までなかなか難しい面があるかと思いますが、先ほどの答弁では、命令の一部改正で道の駅の案内板の設置が可能であるということで、大変朗報であろうかと思っております。しっかりして、検討いただいて、早い時期にまたここにも取りつけていただければと思っております。

それと、美祢産で私、お願いしておったんですけれども、県の設置ができるものなら、やはり、これのほうがもちろんいい物であろうかと思うんです。これで要請していただきたいと、このように思っています。

それから、道の駅が、高規格道路が高い場所に位置しておりまして、場所がなかなかわかりづらいというところがあるんです。これによりまして、こういうことで、先ほど質問でもいたしましたように、20メートルぐらい高さがあればいいかどうか、その辺はちょっとよくわかりませんが、そうした木材を立てていただければ、そして、のぼりを道の駅と書いたものもいいか、それはちょっとわかりませんが、そういったもので表示されれば、何か立ち寄りやすいんじゃないかなろうかと考えているところです。

以前、アドバルーンを上げたらどうかなと思ったりしたんですけれども、これは管理者が1人いて、1人1日1万円であれば、年間365万円もかかるということで、これは到底無理であるということで、美祢の立派な木をですね、カルスト森林組合さんも林業、林業祭というか、そういったイベントもあろうと思います。そこで、美祢市が募集して、やったりするのも一つの形ではなかろうかという気がいたしております。

それから、ここで質問の大項目が東の玄関口というようなことで、集客力アップを掲げておりますので、いろんなことをちょっと申し述べたいんですけれども、あと、また戻りまして、さかのぼってお話、時間があればしたいと思いますので、一応ここでは次の質問に移りたいと思っております。

次に小項目1、廃棄物持ち込みの一元化についてお伺いをいたしたいと思っております。現在、美祢市の廃棄物処理場は美祢市カルストクリーンセンター、美祢市リサイ

クルセンター、美祢市美東一般廃棄物最終処分場、美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地の4カ所ございます。美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の補足の備考におきまして、不燃物の持ち込みは現在居住している地域で、旧市町が設置した最終処分場、または保管施設地へ搬入しなければならないとございます。合併後7年目を迎える中、不燃物の搬入の一元化について、どうお考えか、お伺いをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの廃棄物の一元化についてお答えをいたします。

現在、市内の各家庭等から出されます不燃物につきましては、市民の方が居住されておられる地域に応じて、美祢地域は美祢市リサイクルセンターに、美東地域は美東一般廃棄物最終処分場に、秋芳地域は秋芳一般廃棄物保管施設地に搬入していただくことになっております。ただいま高木議員おっしゃったとおりです。

これは議員の御指摘のとおり、美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に不燃物の持ち込みについては現在居住をしている地域で、旧市町が設置をした最終処分場、または保管施設地へ搬入しなければならないという規定があるということを根拠となっております。このように、条例上不燃物の搬入先を居住地域別としておりますのは、不燃物処理については合併前の一市二町の区域を、合併後においても当時のまま継続してきたことということによるものでございます。その大きな理由といたしましては、施設の建設については、旧一市二町ですね、旧美祢市、美東町、秋芳町のそれぞれの地域の実情を踏まえ、長年に及ぶ地域住民との懇談と理解を得まして建設されたという経緯があります。

また、施設の利用についても地域住民と旧市町間で取り決め等が存在しておりますことから、今日まで継続をしてるということでございます。条例がありますので。

しかしながら、合併をして既に6年が経過をし、もう7年目に入っておること。新市の一体感や市民の利便性向上の観点からも、今、議員が御指摘になったとおり、市内にある施設は、居住区域にとらわれることなく、同様に利用できることが、私はやはり理想の姿であろうというふうに思っております。今後ごみ処理施設、ごみ保管施設の地元の方々と丁寧に協議を重ねまして、先ほど申し上げましたように、よりよい方向に進めることができないか、鋭意検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。この件につきましては、合併
当時から地域的なこと等、いろいろと何なりあったとは思っております。しかしな
がら、当初一体感の醸成とか、いろいろ市長の思いもございました。いろんな住民
の方々の感情を配慮しながら、合併後7年目ということも加味し、前向きな御検討
をまた御解決をよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、次に、もう質問に移ります。

子宮頸がんワクチンについて、お伺いをいたしたいと思えます。

子宮頸がんは女性特有のがんであり、乳がんに次いで罹患率が高く、日本では毎
年約1万人が発症し、約3,000人の女性が亡くなっております。また、その発
症は20から30代で急増しているところですが、女性の80%が、一生に一度は感
染すると言われておりますが、感染は一時的なもので、ほとんどの場合は自然消滅し
ます。しかし、免疫力の低下などにより、感染が長期化すると子宮がんに行進する
可能性があるものです。

子宮頸がんワクチンには、がん発症を予防する2種類、16型、18型が入って
おります。ワクチン接種により、全ての方を予防することはできないわけござい
ますが、ワクチン接種にした場合、20歳以降、定期的に子宮頸がん検診を受診す
ることで、ほとんどの子宮頸がんは予防できるとされております。この子宮頸が
んワクチン接種について、平成25年6月、厚生労働省から子宮頸がんワクチンの
副反応の症状が報告され、定期予防接種の積極的な勧奨はすべきでないとの勧告が
出されました。この副反応につきましては、新聞等でも報道され、注射部の痛み、
腫れ、腹痛、関節痛、頭痛、嘔吐等の症状が出るとされております。

本市におきまして、子宮頸がんワクチンの副反応の発生実態があるのかどうか、
お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 高木議員の子宮頸がんワクチンについての御質問に
お答えをいたします。

平成25年4月に公益社団法人日本産科婦人科学会、並びに同日本小児科学会等
団体が示しました子宮頸がん予防ワクチン適正接種の促進に関する考え方によりま
すと、子宮頸がんは、先ほど高木議員、年間約1万人とおっしゃいました。ある説

では9,000という、中から発症するというふうに言われています。また、約2,700人程度が死亡されているという報告がされているとごさいます。

女性特有のがんとして、乳がんに次いで、おっしゃるとおり罹患率が高く、20代から30代のがんでは第1位となっております。例え、死に至らなくても初期を除いて子宮摘出という可能性もごさいます。出産の影響だけではなく、日常生活にも支障を及ぼすとされております。感染については、基本的に人から人へのウイルス感染が主な原因でございます。この予防としまして、ワクチン接種によりウイルスに対する抗体をつくることとして、日本産婦人科学会、日本小児科学会等は、10歳から14歳の女性に対する接種を勧奨し、次に15歳から26歳の女性への接種が勧奨されているところであります。

美祢市においては、平成22年11月の厚生労働省健康局通知による子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として、平成23年度より、中学1年生から高校1年生に相当する女子に対し300人、それから平成24年度86人の任意接種に対し、全額負担の助成を行っております。平成25年4月から接種が定期的予防接種扱いとなりましたが、これまで接種を受けた方の中に副作用として、先ほど議員御指摘のとおり、持続的な激しい疼痛などさまざまな症状が報告されたことから、厚生労働省健康局通知、これが平成25年6月に出されまして、接種の積極的な勧奨とならないよう市町村長に留意を求め、また医療機関に対しましては、接種の際には、有効性、安全性等について説明の後に実施するよう求めております。

なお、美祢市におきましては、平成25年度の接種者数は23人となっております。初年度の平成23年度から通算いたしますと409人の接種を実施しておりますが、いずれにおきまして現在まで副作用に関する報告は受けておりません。

現在、接種による副作用の詳細は、まだまだ明らかにはなっておりません。ましてや、その対策もできていないところではございますが、接種に不安を抱いている方があることを考慮いたしまして、先ほども御説明いたしましたとおり、市としては接種の積極的勧奨は行っておりませんが、がん予防としての接種の必要性を御理解していただき、引き続き今後も実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、平成25年

度の接種者が23人、それから23年度からでは409人とおっしゃいましたけれども、この対象者数が幾らで409人なのか。もし、わかれば、お願いいたしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 岩崎健康増進課長。

○市民福祉部健康増進課長（岩崎賢治君） 議員の御質問にお答えいたします。

予防接種法によりますと対象者につきましては、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子ということになっております。

美祢市においては、23年度において、中学校1年生から高校2年生、2年生が一部入っておりますが、対象者としましては、607名。それから24年度につきましては、459名。それから25年度におきましては471名の対象者がおります。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） すぐ、ちょっと計算ができないんですけども、接種率というのは、余り高くはないんですね。はい、わかりました。

本市におきまして、副反応の報告を受けてないということで、幸いであったと思っております。子宮頸がんはワクチンの接種だけでは完全に防ぐことはできないと言われております。20歳以上の女性に対して、子宮頸がん検診の受診勧奨を行い、早期発見、そして早期治療に結びつけていただきまして、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていってほしいと思っております。

もう1点、最後になりますけど、教育サイドにはこのたび通告はしておりませんが、法に基づく標準的な接種は中学生の1年生からなる年度、中学1年生となる年度に実施するというところでございますが、実施する、しないは別といたしましても、教育委員会として、ワクチン接種の有効性あるいはリスクについてですね、生徒あるいは保護者への情報提供、また対応等について、今後とも御指導のほうよろしくお願ひしたいと、このように思っています。

○議長（秋山哲朗君） 答弁はいい。

○6番（高木法生君） できれば。

○議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、答弁もありましたように、子宮頸がんワクチンの接種につきましては、昨年の6月に厚労省から、文科省そして県教委を經由しまして、市教委にも文書が届きまして、それを各学校に送付しているところでございます。

内容につきましては、先ほども説明ありましたように、子宮頸がんワクチンの接種につきましては、副反応の、いわゆる副作用でございますけれども、その報告もありますので、積極的な推奨とはならないように留意すること等でございます。

学校におきましては、例えば、保健だよりの活用などによりまして、保護者にそのことを周知をしておりますし、その骨子は、一つには、当面の間、この子宮頸がんワクチンの接種は積極的に勧めないこと、そして二つ目には、ただし、対象者で接種を希望する人は受けることができることと、そして三つ目には、医療機関では接種を希望する人に対して、ワクチンの有効性、安全性などについて十分に説明することとなっているということでございます。

今後、国の動向等を注視しまして、国の新たな方針の提示とか、何らかの情報提供があれば、それに応じて対応していきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、この子宮頸がんにとどまらず、がんに関する教育につきましては、予防検診を早目に行うことで、がん予防にもつながることがございますので、常日ごろ、自分の健康に留意しながら、健康を大事にするというふうな教育を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。しっかりと情報提供なさっておるということでございますので、安心をいたしました。今後ともよろしく願いしたいと思います。

それでは、一応、最後の質問に入りたいと思います。

医師及び看護師確保の現状と課題についてお伺いをいたします。

病院事業は、平成20年3月の合併により、美祢市立病院、美祢市立美東病院、美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢、そして美秋訪問看護ステーションの4施設を有しているところであります。

平成20年策定的美祢市病院事業経営改革プランに基づき、経営形態の見直し、また、同時に平成21年から2年間山口大学経済学部教授を特別顧問として迎え、経営健全化の取り組み強化、そして平成22年4月1日からは、地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行し、病院経営の効率化が図られるなど、その後もさまざまな経営改善が行われ、地域密着型の市民のニーズに合った運営と安全で質の高い医療、介護の提供、また市民に信頼され、親しまれる病院を目指して頑張っておられるところであります。しかしながら、地域の拠点病院等においては、全ての診療科で医師が不足しており、とりわけ救急医療や小児科、産科などは深刻であり、地域医療の確保もままならず、医師不足の解消は喫緊の課題となっております。さらに、看護師不足の問題は、地域の医療崩壊を招いておりまして、極めて厳しい状況であると認識しています。

そこで、現在の両病院における医師、看護師確保の現状と課題について、お伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 高木議員の医師及び看護師確保の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

地域医療を充実して、市民の安全安心を確保し、さらに病院収入を増加するためには、医療従事者を確保して、人的に安定した経営を行うことが必須となります。しかしながら、中山間地域に位置する美祢市では、他の類似した地域と同様、医師や看護師不足が深刻化しており、常勤医師においては、合併時の平成20年には18人でしたが、本年4月には5人減の13人となり、また看護師については、毎年の採用人数が募集人数に満たない状況が続いております。

まず、医師不足に対する取り組みですが、県内唯一の医療医師養成機関であります山口大学医学部の各診療科に、ことあるごとに医師の派遣をお願いしているところでございます。しかしながら、平成16年から始まった新臨床研修医制度により、各診療科の医局医師が減少したことから、常勤医師を新たに派遣していただけない状況にございます。

また、平成25年度からは、インターネットによる医師の募集を行っております。このシステムは転職を希望する医師と、医師を必要とする病院等がインターネットサイトを介して情報の交換を行い、最終的に就職と採用に結びつけていくものであ

ります。これまでに数件のメールでのやりとりがございましたが、諸事情により採用には至っておりません。

さらに、毎年、県に対して、自治医科大学卒業医師の派遣を要望しているところがございますが、移動される医師数は年に十二、三名で、その多くは離島などの診療所に派遣されており、美祢市への派遣は困難な状況にあります。

今後の医師確保対策について申し上げますと、県が取り組んでおられる緊急医師確保対策枠による医師修学資金貸付制度を活用して、医師になった方が平成29年度から9年間にわたり県内の公的医療機関で、またそのうち4年間は過疎地の病院で勤務することになります。美祢市立病院と美東病院は県内の公的医療機関と過疎地の病院のいずれにも該当することから、この制度による常勤医師の派遣について、昨年、私の提案により、関係病院が集まって協議を行ったところであります。

また、山口大学医学部地域医療推進学講座並びに山口県立総合医療センター、へき地医療支援センター等が主催して、毎年県内各地で開催されております山口地域医療セミナー、これは自治医科大学の学生と山口大学の学生、それぞれ10名ずつぐらいが集まってセミナーを2泊3日で行う、そういったものでございますが、本年美祢市で開催する運びとなり、山口大学と自治医科大学に在学中の医学生が美祢市で研修を行うことになっております。この機会に美祢市のすばらしさをPRすることにより、将来こういった学生が美祢市で勤務していただくことを期待するものでございます。

次に、看護師確保の取り組みについてですが、県内看護師養成学校への訪問や就職説明会への参加、また、県内外の看護師養成学校への募集要項の送付などに併せ、平成24年度に創設していただきました美祢市看護師奨学金貸付制度の周知を定期的に行っておるところでございますし、さらには医師と同様にインターネットによる募集にも取り組んでおるところでございます。

近年、県内の看護学校卒業生のおよそ半数が県外へ流出している状況にあるため、看護師資格を有している者の結婚、出産や育児などで看護職場を現場を離れられている、いわゆる潜在看護師の存在に注目が集まっています。潜在看護師の中には、育児などが落ち着いた時期を迎え、再就職を希望される方がおられますが、職場を離れていたブランクによる知識や技術面に不安を持たれていると伺っております。そういった不安を払拭するため、県においては、山口県看護協会を実施主体として、

医療機関での実習を初めとする再チャレンジ研修制度を設けられ、職場復帰に向けたサポートをされております。

今後におきましては、職場復帰に対する支援制度を周知にも努め、潜在看護師の方々を職場復帰の際に希望される就業環境とのマッチングを精査していくことにより、人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 議長さん、あと……。

○議長（秋山哲朗君） あと、5分。5分ちよつとあります。

○6番（高木法生君） 5分しかないですね。

○議長（秋山哲朗君） 5分ちよつと。8分にしときましょう。

○6番（高木法生君） 高橋病院管理者さんには、大変御丁寧な御答弁ありがとうございます。

このたびの病院行政の一般質問につきましては、経営の数字的なことについては同僚議員さんが質問されますので、お任せいたしますことで、よろしくお願ひしたいと思いますが、私のほうは専ら医師、看護師の現状等につきまして、述べさせていただきたいと思ひます。ただ、時間が押しておりますので、余り話せないんですけど。

特に、医師の確保につきましては、御答弁にもありましたように、インターネット等を初め、あらゆる方法で医師確保に取り組んでいらっしゃるがよくわかりました。また努力なさっていることがよくわかったと思ひております。

医師の確保は、昔の話をしてはいけませんけれども、昭和44年のころは、あと10年すれば、もう医者が余るんだと。こういう繰り返しが毎年あったと思うんですよね。しかしながら、10年たとうが、40年たとうが一向に解決していない。こんな状況が今でも続いているということでございます。当時は女医さんも医師の免許を取得されておる方ももちろんあるわけですけれども、勤務にも余りつかれなくて、専ら花嫁道具として免許をして、なかなか医療には携わっていらっしゃらないということは、よく聞いたことがございます。医師不足の極めつけは、やはり、平成16年からの卒後臨床研修制度であろうかと思ひております。あの制度は、医師は都会へ流出し、また大病院へ流れていくというようなことで、大変最悪の制度で

はなかったかと思っております。

それに加え、同じ年でしたか、平成16年に独立行政法人化いたしました。これで、やはり病院も今までは研究だけして、先生は研究だけしておけばよかったものが、収益を上げなければならないというようなことで、先生方をですね、実際に送っておる先生を引き戻すとかいうようなこともなさって、自治体病院は大変苦慮したことがあります。そういったことで、なかなか医師確保がうまく機能してないということが今まで続いてきておると思っております。先生も大変御苦労が多いと思いますけれども、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

ひとつ、ここで、お願ひというか、質問なんですけれども、看護師さんにつきましては補助を、奨学金の制度を創設されました。医師についても県あるいは国等で人数を制限されて貸し付け制度を行っておられますけれども、美祢市独自で、美祢市の医者を目指す方も若い方いらっしゃると思うんで、この医師についても、金額はなかなかつかめないところですけども、貸し付け制度を行う気持ちがあるかどうか、その点をお聞かせ願えたらと思っております。

○議長（秋山哲朗君） 議員、（「市長さんがいいでしょうね」と呼ぶ者あり）どちらがええ。——はい、金子病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（金子 彰君） 今の高木議員の御質問にお答えをしたいと思います。もちろん決定権は私にございませんので、実情等を申し上げたいと思います。

県内の他市におきまして、周南市でございませうけども、周南市におかれましては、平成22年度から医師の修学資金制度を設けておられるところでございます。

これまでの実績といたしましては、平成22年度には申請が7件あって貸し付けが2件、23年度が申請が5件に対して貸し付けが2件、24年度が申請1に対して貸し付けが1、25が申請4に対して貸し付けが1、26年度は申請4に対して貸し付けが1ということで聞いております。

また今年3月には、その貸し付けが終了された方がお2人、周南市内の病院で臨床研修医として勤務しておられるということを聞いておるところでございます。

また、一方、萩市におかれましては、同様に平成19年度から奨学金制度を設けてやっておられたところでございますが、これは19年、20年と貸し付け実績がございませんでした。それに加えまして、県のほうで、管理者のほうから御答弁申

し上げました、緊急医師確保対策、この奨学金が始まったということで、平成20年度をもって萩市のほうは奨学金制度をやめておられるということを聞いております。

したがいまして、一方では実施しておられる。また一方では、そういったことで取りやめておられるというような自治体もございますので、この辺を我が美祢市が、こういった施策を実行していくのが医師確保の実効性につながるのかという部分をじっくり検証して、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 時間も大変押してまいりました。いろいろ申し上げましたけれども、余り大学当局さんに刺激的なことを申し上げますと、医者を引き上げるとか、おかしいことになってはいけませんので、それこそ本末転倒になったら困りますので、これぐらいにいたしておきたいと思います。

管理者さんにおかれましては、唯一、医者に物が言える方というか、立場であろうかと思っております。大変な任務ではあろうかと思っておりますけれども、特に医師確保につきましては特段のお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） この際、暫時、11時15分まで休憩をいたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○3番（坪井康男君） 友善会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従って、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問のテーマは報告のとおり、犯罪被害者等支援条例制定への取り組みについてということでございます。テーマは1件のみでございます。

美祢市においては、平成20年に新市が誕生して以来、その総合計画の具体的施

策の第1番目に安全・安心の確保を掲げ、市民が夢、希望、誇りを持って暮らせる交流拠点都市の実現を目指して、関係者がそれぞれの立場、持ち場で、御尽力されているところだと認識しております。

この目的達成のために、新市発足と同時に、これ平成20年3月ですが、美祢市安全・安心のまちづくり条例が制定され、市、市民、事業者の責務が定められているところでもあります。しかし、この条例は、抽象的な訓示的規定、もしくはスローガンでしかなく、安全・安心のまちづくりに具体的に貢献できる条例の制定が求められているところだと思っております。

そこで、美祢市の安全・安心の確保の具体的施策のうちの誰もが安心して住める、安らぎのあるまちづくりにおける交通安全防犯対策の推進に関連してお尋ねをいたしたいと思います。

既に、事前に通告も申し上げておりますのは、私の過去の一般質問の学習効果か、細く分けて、5項目に分けて、御提出申し上げております。今回は一つ一つまいりたいと思いますので、2番目、3番目を先にお答えにならんように、ぜひ、お願いを申し上げます。

第1点目の質問です。平成17年4月1日に、国の犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪に巻き込まれた人や家族に対して支援を行うことは自治体の責務だと定められておりますが、市長は、この国の犯罪被害者等基本法が制定されていることを御存知でしたか。お伺い申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、坪井議員のほうから一問一答方式ということでありました。犯罪被害者等支援条例の制定についてということで、一問なんですね、問いは一問だけということで、事前通知で、これについて私も頂戴しておりますけれども、これにかかわるさまざまなことをですね、今、何項目かっっておっしゃったけれども、全て、それ一つのことですんで、私のほうとすれば、これ、今用意しておるのが、事前通知に従いまして、それに合わせた形で用意しておりますから、ちょっと長くなりますけれども答弁をさせていただきます、それに対して、もし、御質問があれば、一問一答方式で対応させていただきたいというふうに思います。

犯罪被害者等基本法は、平成16年12月に成立をいたしまして、平成17年4月から施行された法律であります。制定に当たっては、安全で安心して暮らせる

社会を実現することは国民全ての願いであるとともに、国の重要な責務であり、国においては犯罪等を抑止するためのたゆまない努力が重ねられてまいりました。しかしながら、近年さまざまな犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も二次的な被害に苦しめられることも少なくないということが言われております。もとより、犯罪等による被害について、第一義的責任を負うのは加害者であります。これは坪井議員御承知のとおりですね。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する私たちも、また、犯罪被害者等の声に耳を傾けていく必要があるかというふうに考えております。

国民の誰もが犯罪被害者等となります可能性が高まっている中、犯罪被害者等の視点に立ちました施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた取り組みが必要なことから、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにし、国・地方公共団体及びその他の機関並びに民間の団体等の連携のもと、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進をするために犯罪被害者等基本法が制定された。これは坪井議員が御承知のとおりですね。この基本法では、第3条で、全て犯罪被害者等は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すると被害者の権利を明文化をいたしまして、犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、置かれている状況に応じて適切に講じられる。また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が継続して受けられることができるよう講じられるものというふうに掲げられておるところであります。

また、犯罪被害者への支援を国、地方公共団体、国民の責務であるというふうに位置づけておりまして、官民一体となって取り組むよう明文化をされており、私もこれを十二分に承知をしてるところであります。

本市においても犯罪に遭われた被害者やその家族、遺族の方が安心をして暮らすことができるような支援が必要だというふうに考えております。その取り組みといたしましては、市の総合窓口を市民福祉部地域福祉課に設置をしております、犯罪被害者等の身近な相談機関として、市の人権擁護委員による人権相談を市内各地で年間を通じて定期的開催をしておること。

また、弁護士によります無料法律相談につきましても、日時指定で、予約が必要ではありますが、本庁及び各総合支所で開催をしております。ですから、これらの活用とともに、国・県及び警察、さらには民間団体とも連携を図りながら、市民の理解を促進するための啓発に鋭意取り組んでいるところであります。

美祢市におきます、先ほど言われた条例のことですが、条例制定に向けた具体的検討につきましては、昨年10月美祢警察署長より条例制定の御要望がありました。したがいまして、これを受けまして、所管をします市民福祉部長を通じ、担当課において現状把握をするとともに検討を指示したところであります。

また、本年1月31日に美祢警察署で開催をされました美祢地区被害者支援連絡協議会の内容及び当日配布されました警察県民課作成の犯罪被害者等支援条例の制定に向けてと題する資料の内容につきましても報告を受けております。

以上のことから、犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、現在のところ、県内自治体13市の中で唯一防府市のみが条例を制定されているだけでありますので、今後他市の状況も参考にしながら引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 通告しておりました第1点目、さらには第2点目も含めて御回答いただいたと思っております。それはそれで大変結構でございます。別に細く、このとおりというふうには、私は思っておりません。

今、冒頭に説明いたしました国の基本法、御存知でしたかということについては、十分承知しておると。さらに、去年の10月に美祢警察から、この条例制定についての要望もあったと。さらには、ことしの1月31日に連絡協議会が開かれて、美祢市から担当課長3人だったでしょうか、教育委員会含めると4人か5人だったと思いますが、出席され、その報告も受けておられると、こういうふうなお話だったと思います。よくわかりました。

ちょっとだけ、じゃあ、何で、国の基本法が制定されたかって、経緯については余りおっしゃらなかったんで、申し上げておきますとね、昭和49年8月、昭和49年8月に三菱重工本社ビル爆破事件というのがありました。私は、ちょうど、この当時、すぐ200メートルぐらい近くの帝国劇場ビルに勤務いたしておりました。

て、ちょうど真昼間でした。ソファで休んでおりますと、ダーンというすごい音がしました。何だろうかと思って行ったら、この事件でございました。この事件で、いろんな通行してた人たちも被害に遭っちゃったんですね。私は通常この辺をよく昼休み散歩してたんですが、この日、よく散歩せんでよかったなど、こんな思いでもあります。

それから、その後ですね、地下鉄サリン事件なんていう事件もございました。このようなことをきっかけにして、いろんな基本法に関連して、犯罪被害者支援のいろんな法令といいますか、施策が順次講じられてきたと、こういうことになっていると思います。

詳細については、もう省きますけれども、実はこの23年3月に、この基本法に基づいて、さらに計画期間をですね、27年3月までの5カ年延長するという第2次犯罪被害者等基本計画というものが閣議決定されておまして、特に精神的あるいは経済的犯罪被害者の支援の充実を図るように、ひとつには国のレベルで為されておるといふふうに聞いております。

2点目についてですね、先ほどお聞きしようと思ったけれども、この基本法の中に地方自治体の責務ということも定められてあるということもおっしゃいましたんで、2点目についてもですね、もう話が済みました。それはそれで結構です。

さらに、その中に、実は、山口県の防府市だけがですね、県内で唯一、この国の基本法に基づく条例を制定してるということでございますので、この点も市長さん御指摘がありました。もう、これについて改めて確認する必要はありません。

今、私、ここにその条例をですね、防府市の条例を持ってきておりますけれども、やっぱり、事細かく犯罪被害者の支援をいろんな分野にわたって定めてあります。例えば、市がどのような責務を負うのか。それから一般市民はどのような責務を負うのか。それからさらに事業者ですね、いろんな会社と事業者がどんな責務を負うのか。それから学校はどんな責務を負うのか。それから、さっきおっしゃった弁護士、あるいは人権擁護委員による相談会とか、そういう相談情報の提供とか、さらには支援金の支給とかですね、大変事細かく、微に入り際に入り犯罪被害者の救済支援ということが事細かく決めてあります。もう既にこのような立派なモデル的な条例が定めてありますので、美祢市においても、その気になればいつでも、これを参考にして、そんなに時間かけなくて、制定できるんじゃないかなと、こういうふ

うに思っておるところでございます。

それで、その次の3番目に質問しようと思っておりましたけれども、先ほど、ことしの1月31日に美祢警察署長の主催で、美祢地区被害者支援連絡協議会、こういう協議会が美祢市内で開催されております。これ、美祢警察署とお会いしまして、この連絡協議会というのは定期的にかかっているんでしょうかと聞いたら、いや、そうでもないような感じなんですね。何で、この時期にじゃあ開かれたかと聞いても、何か要領得ませんでした。だけど、いずれにしても、これは大事なことからということで、要望をいたしました。美祢市の課長さんも来ておられましたよと、こういう話をしておられました。

警察署長さんのお話で一番ポイントは、従来から、いろんな支援金の支給、その他、いろんな犯罪被害者の救済措置が警察レベルでたくさんとられてるんですね。ところが、署長さんがおっしゃってございましたけれども、警察レベルでやれることには、おのずと限界があるよと。だから、ぜひとも地方自治体で、こういう条例を制定して、しっかりやってもらわなきゃ困ると。例えば、放火で家が焼かれたと。たちまち、あしたから住む家がない。そういう場合、警察は市営住宅なんか持っていませんので、住宅を提供するとか、そういうことはできませんので、例えば、こういう場合、ぜひ、地方自治体で、きちんとした条例を制定していただいて、対応していただきたいなど、それが私ども警察の人間の切なる願いですと、こういうことをおっしゃってございました。そういう意味で、この1月31日の連絡協議会の内容というのは、大変重要な意味のあることだろうと思っております。課長さんのほうから市長さんのほうに報告に行っていると、こういうお話でございましたので、安心をいたしました。

それから、これ4番目の質問に上げておりますけれども、支援条例の制定に向けてという資料が、この1月31日の連絡協議会で配付されております。そのことも御存知であったということでございます。この警察署長さんの説明のときに配られた資料にはですね、地方公共団体の責務とか、あるいは条例制定の効果だとか、あるいは市における政策の効果だとか、全国の制定状況とか、あるいは条例の概要等々について、いろんな資料が配られておりますので、この条例制定に向けて、その気になれば、そう難しくなく、簡単にできるのではなかろうかと思っております。

それで、こういうことでございますので、美祢市において、じゃあ、具体的にど

のような形で、どのようなスケジュールで、この条例を制定される御意向なのか、その点について、お伺いたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、坪井議員のほうから、この条例制定に向けてのスケジュールということをおっしゃいました。今、いみじくも犯罪に遭われた、放火があったときなんかの住居ですよね、お住まいになるところが即失われるわけですから、その辺なんかは本当に緊急なことですね。その辺も市内、庁内、対応する必要があると思います。このことにつきましては、議員御承知でしょうけれども、先ほどおっしゃった犯罪被害者等基本法という国の法律ですね。根本法律ですが、これを第16条に、もう既にですね、国なり、地方公共団体は、そういうことがあった場合には、市営住宅なり、公営住宅ですね、優先的に特別な配慮をもって入居をさせるということが書いてあります。ですから、実を言うと、この法律がほぼ網羅をしておるといふふうに私は理解をしておるんですが、何がその地方自治体で条例別途つくる必要があるかといいますとですね、犯罪に遭われて、殺人とか、傷害に遭われた方に対して、この法律に基づいて給付金を出しておるんですね。国のほうで。それが死亡の場合は2,964万円、それから傷害の場合は3,974万円という給付金があります。今、先ほど防府市のことをおっしゃいましたが、防府市のこの特化をした条例ですね、このことに関して。特化というのは、特別につくった条例ですが、これが死亡の場合が30万円、傷害の場合が10万円という、これ給付金じゃない、見舞金という形で条例に上げてあります。ですから、市としても、そういうことに対して、特別に別途配慮するという姿勢を示そうとしたんだろうというふうに思っております。

それと、県そのものが、山口県そのものがこれに特化した条例持ってないんですよ。美祢市も先ほどおっしゃいましたが、美祢市安全・安心まちづくり条例というのを持ってます。県にもこういう条例があるんですよ。この中で、この犯罪に関することを条文として入れ込んでおるといふことがあります。ですから、今後、この美祢市として考えるべきことは、警察署長のほうから要望がありましたんで、私のほうもよく存じております。今後、もちろん防府市の条例も参考にさせていただきますし、全国でも単独で特化をした条例をつくるんか、それぞれが持っておられる安全・安心まちづくり条例、名前がちょっと違うかもしれませんが、そう

いうふうな中に入れ込んでいくのかということも選択もあります。それか、法律があるから、もうつくらなくてもいいんじゃないかという考え方もあるでしょう。その辺も含めて今検討しておる段階です。ですから、事をせいでですね、有効性がない、実効性のないものを形上をつくっても意味がないというふうに思っておりますので、その辺、十二分に考えさせていただきたいと。

全国で言えば、被害者支援に特化をした条例を持つておるところは、実は非常に少ないんですよ。市町村レベルでいうと104しかないんですよ。全国の市だけでも1,800以上ありますから、自治体がですね。市町村がですね。そのうちの104しかない。それと、まちづくり条例に盛り込んだものにつきましては、若干多いですが、これも213しかないということで、まだ全国的にも、これはまだ広がってない状況にあります。ですから、今後、先進的につくられた条例案文とか、それから県レベルではどういうふうに考えておられるかとかいうことも含めまして、十二分に検討して、その辺は考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 具体的に、この条例制定に向けて、本当に実効性のある、中身のあるものをつくっていかうという、非常に強い決意のほどをお伺いいたしました。ぜひ、拙速主義は決していいものでございませぬので、時間が多少かかっても、きちんとしたいい条例をつくっていただきたいな、このように思います。

通告をしておった内容はそういうことなんで、これ以上、じゃあ、時間が大分ありますんで、関連の質問をさせていただきます。

実は、市長さん、先ほどですね、この事件について謝罪をされました。実は1月15日の臨時議会においてですね、念頭の挨拶という事を市長さんされました。その中に次のように述べております。

「この場をお借りいたしまして、昨年暮れに置きました事件についてお話をさせていただきたいというふうに思います。この件につきましては、現在、警察、検察による捜査、さらには鑑定留置の手續によりまして、医療機関から本人に投与されました薬の影響等を踏まえ、責任能力の有無を調査されている段階でありまして、詳細につき申し上げることはできませんが、本事件が現在、先ほど申し上げました鑑定留置入院中の私の息子により引き起こされたことであるならば、被害を受けら

れました御家族並びに大きな不安を与えました市民の皆様に対しまして、心よりおわびを申し上げたいと思います」。

こういうふうに、仮定法の形で、一応謝罪の意向を述べられている。

先ほど謝罪の意向を述べられました。今度は、こういう仮定法ではなしに、有罪判決の結果を受けて、きちんと謝罪されたとは私は認識しますが、できたらですね、この議会の冒頭にそのお話をしていただきたかったなと思います。私、実は、この4月30日の判決の結果がですね31日の新聞各紙に掲載されたときにですね、あと……。 (「これは一般質問ですか」と呼ぶ者あり)

○議長(秋山哲朗君) 何を問われておるかっていうこと、通告外ということでありますけども、こういうことをこの場で議論するのは、いかななものかなというふうに思っております。

○3番(坪井康男君) じゃあ、簡単に言います。

○議長(秋山哲朗君) あくまでも道義的なことだと思いますし……。

○3番(坪井康男君) いいえ、道義ではありません。違います。

○議長(秋山哲朗君) 議会の場というのはですね。

○3番(坪井康男君) 違います。

○議長(秋山哲朗君) やっぱ、こういう場ではないと私は認識しております。

○3番(坪井康男君) 関連です。

○議長(秋山哲朗君) はい。

○3番(坪井康男君) 関連質問ですから。

○議長(秋山哲朗君) 何の関連です。

○3番(坪井康男君) 犯罪被害者の救済ですよ。何をおっしゃいますか。この事件は市長さんの息子さんの事件はですよ、加害者も被害者も美祢市民ですよ。被害者の気持ち、全然わかってないじゃないですか。

○議長(秋山哲朗君) いや、だから、道義的なことでやるんですか。

○3番(坪井康男君) 道義じゃないですよ。

○議長(秋山哲朗君) 何です。

○3番(坪井康男君) 今、条例制定に関連して、被害者のいろんな救済措置を……。

○議長(秋山哲朗君) だから、議会で、こういうことを取り上げるということですかということをお聞きして。

○3番（坪井康男君）　そうです。私は、議会議員はですよ、二元代表制です。私、あの事件の後、多くの市民からですね、市長さん、一体何なんだと。あれだけの事件を起こしながらですよ、安全・安心のまちづくりだとか、希望と夢と誇りを持てるまちづくりとか、人の前に出てよくおっしゃいますね、そういう話がいっぱい私に来ました。だから、私は今、市民の皆さんにかわって、メッセージを伝えているんですよ。

○議長（秋山哲朗君）　あくまでも市長さんの次男のことでありまして、これは政治をしておられる方の事件ではありません。

○3番（坪井康男君）　違います。違います。私は判決の内容はですよ。

○議長（秋山哲朗君）　だから、議会で、このことを……。

○3番（坪井康男君）　違います。心神耗弱だからという判決内容でありました。

○議長（秋山哲朗君）　だから……。

○3番（坪井康男君）　心神耗弱というのは、能力者じゃないですよ。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君）　ちょっと待ってください。

○3番（坪井康男君）　何を待ちます。

○議長（秋山哲朗君）　何を言いたいのか、ちょっと一般質問の場で。

○3番（坪井康男君）　被害者の心理について、きちんとした謝罪がないということ言ってますよ。

○議長（秋山哲朗君）　わかりました。（発言する者あり）全く別次元の……。

○3番（坪井康男君）　何で別次元ですか。

○議長（秋山哲朗君）　あなたと私の認識の違いかも知れませんが……。

○3番（坪井康男君）　認識の違いです。私はあくまでも……。

○議長（秋山哲朗君）　議会は、議会は、道義的なことを……。

○3番（坪井康男君）　市民に選ばれた議員ですよ。

○議長（秋山哲朗君）　審議する場ではないということです。

○3番（坪井康男君）　なぜですか。

○議長（秋山哲朗君）　そのとおりです。

○3番（坪井康男君）　なぜですか。二元代表制じゃないですか。私も市民から選ばれて、市民のメッセージを伝える役目があるんですよ。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも……。

○3番（坪井康男君） 多くの市民から言われてるんですよ。何の市長さん、謝罪もない。やっと、今になって、形式的に謝罪。それも、しかも、起きた事件に対してですよ。今後の対応について、ひとつつもあなたは言うておられない。保護観察中でしょう、今。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員、坪井議員、ちょっと冷静に。

○3番（坪井康男君） はい、冷静に。

○議長（秋山哲朗君） 先ほど4月30日と言われましたけど、5月30日。

○3番（坪井康男君） はい、5月30日、はい、いいです。

○議長（秋山哲朗君） 上告期間というのが2週間あるわけです。するところ。2週間ですよ。まだ、あるんです。上告する期間というのが。そこで決定でしょう。

○3番（坪井康男君） 何をおっしゃりたいですか。

○議長（秋山哲朗君） 上告するか、しないかっていう決定期間というのは2週間ある。

○3番（坪井康男君） ありますよ、それは知ってますよ。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君） まだ、たっていないんですよ。

○3番（坪井康男君） ……ですよ。だけど、謝られたじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） いや、けども……。

○3番（坪井康男君） 謝られたじゃない……。

○議長（秋山哲朗君） けども、自分の気持ちで謝られたわけでしょう。

○3番（坪井康男君） だって、首長さんですよ、市長さんは。一市民じゃないんですよ。おかしいじゃないですか、こんなこと。

○議長（秋山哲朗君） 私は、あなたのほうがおかしいと。

○3番（坪井康男君） なぜ、おかしい。理由を言ってください。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと休憩しましょう。

午前11時44分休憩

.....

午後 2時28分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議員の皆さんは、良識ある議員の皆さんは既に御存知だと思いますけども、

もう一度確認をしておきたいと思います。

この市議会というのは、地方自治法第96条に基づき、市の事務、事業について議論する場であって、道義的問題を議論する場ではありません。

また、この一般質問においても市の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質問し、あるいは報告説明を求め、または質問することあります。

地方自治法第129条では、議会の会議中、地方自治法または会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを静止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外に退去させることができます。

なお、地方自治法第104条に基づき、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表することとされております。

以上でございます。

坪井議員、一般質問の持ち時間は、先ほど午前中の30分経過しておりますが、残り時間30分になりますので、それを踏まえて御質問があれば、質問を許可いたします。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私は、市議会の機能、今議長おっしゃったことはよくわかっております。私は市民に選ばれた二元代表制の一翼を担う一員だと思っています。これ、いいですね。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員の言われた私は二元代表制の意味を言います。

○3番（坪井康男君） はい。だから、よくわかってます。二元代表制というのはどういう意味かといいますと、執行部の事務なり、おやりになっていることを、やっぱり、別の角度から市民を代表して、いろいろと議論したり、批判したりする役目だと、私は理解しています。

先ほどの私の一般質問中断されたときにですね、私は、市長さんが1月15日におっしゃった謝罪のことを引用して申し上げようと思った。市長さんは、公人の中の公人ですよ。じゃあ、プライベートなことについて、一切関係ない。市長さんでなければいいです。単なる父親であるならば、私はこんなことを言うべきじゃないですよ。公人の中の公人の方の議会における謝罪、それが十分ではなかったんではないかって、私は申し上げようとしたんです。そしたら制止されましたね。そんなに

私は議会の品位を汚したり、二元代表制の議員としての機能を冒●するようなことは一切してないんですが、どこが私の、さっき議長いろいろとおっしゃいましたけれども、どこがその具体的に、私の言動がですよ、反してるか、御指摘ください。

○議長（秋山哲朗君） 私に対する一般質問ですか。私、今、一般質問の残り時間が30分……。

○3番（坪井康男君） 一般質問の途中で、あなたが私のあれをとめられて、いろいろ、るるおっしゃったから、そのことについてお聞きしてるんですよ。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも午前中に申したとおり、この本会議場で、一般質問において道義的なことを議会ですることはないと思っております。

手を挙げてください。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私は道義的なことを質問してないですよ。市長さんが1月15日に、謝罪されたことが不十分だということだから、道義でも何でもないじゃないですか。議会でおっしゃったことが何で道義ですか。お答えください。

○議長（秋山哲朗君） 私の尋問みたいですね。午前中にも申したとおり、あくまでも市長であり、個人であるということ、私人であるということですよ。その息子さんですよ。人格のある息子さんのことに対して、確かに道義的なことはあるかもわかりません。ただ、道義的なことについて、市長は冒頭に謝罪をされたと思っております。これ以上はしません。

坪井議員、どうぞ。

○3番（坪井康男君） 私は、じゃあ、道義でないことを証明します。

○議長（秋山哲朗君） いや、私と、もう、しませんちゃ。もしも、されるのであれば、私はこの場を退席します。いいですか。

○3番（坪井康男君） それじゃ、言わせてくださいね。言いますよ。私が申し上げようとしたことは、あくまでも……。

○議長（秋山哲朗君） いいですか。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 一般質問のですよ、時間ですよ。私と一般質問やってるわけじゃないですよ。

○3番（坪井康男君） だから、今言いますって、一般質問。

○議長（秋山哲朗君） 今、執行部に対しての（発言する者あり）ちょっと待って。

(発言する者あり)

〔「退場覚悟でやりましょう」と発言する者あり〕

○議長(秋山哲朗君) いや、ちょっと待ってください。

〔「何ですか、この議会は。さっき、議会のあり方、議員のあり方、ちゃんとやられたじゃないですか。にもかかわらず……」と発言する者あり〕

○3番(坪井康男君) 議長、制止してください。

〔「制止はいいです」と発言する者あり〕

○3番(坪井康男君) 今、私の一般質問の時間です。

〔「私も退場覚悟でやります」と発言する者あり〕

○議長(秋山哲朗君) 私のことが聞けんであれば、2人とも退場させますよ。

〔「ああ、いいです。退場します。ただし、退場の前に言いたいことは言わせてください。さっきから聞いとったら、いいですか、謝罪の仕方が悪い。坪井議員さんは私に対して1回でも謝罪されてましたか。この今一般質問で言われた犯罪等の定義。犯罪等って、わざわざ等っていう字が書いてあります。それは何かというと、犯罪とそれから、それ以外のことで他人に被害を与えた場合、坪井議員さん、何ですか、あなたは。自分のことを棚に上げてね、もう少し、きちんとしたことやってください。私はあなたから、ただ、疑わしき問題。議員にしても、議員資格にしてもわかりです。議長が言われました、あのとき。議長も大和建设という企業を抱えておられます。前副議長も西田産業、それを私が言いました。そしたら、あなた、何とおっしゃったですか。私がおかしいと思っていないんだから、いいですって。あなた、いつ、日本の法律なんですか。ほんで、竹岡さんだけがおかしいと思ったから、やったんだとおっしゃったでしょう。私が遺恨だと言ったら、遺恨じゃないとおっしゃったけど。いいですか、坪井議員さん。このさっき、今、あなたがやられた、この犯罪者に、犯罪じゃなかった、被害者に対しての救済措置、私も感心して聞いておったんですよ。にもかかわらず、やられることは、しっちゃか、めっちゃかじゃないですか。市長さんがあれ以上深くやらなかったのは、被害者のやはり擁護があったからだ、私は認識しております。間違いないと思いますよ。何でもかんでも掘り上げて、被害者の方の名誉、それも守ってあげる必要があるんじゃないんですか。

退場してもいいですか。退場ですか」と発言する者あり〕

○議長（秋山哲朗君） いえ、ちょっと待ってください。

〔「まだ、言うてええんなら、何ぼでも言いますよ」と発言する者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 今ですね、竹岡議員さん、勝手に言われたことであって、私、今、指名をしておりますから、あくまでも、この時間は坪井議員の一般質問の場です。ありますから、今までの一般質問の通告にのっとり一般質問されますか、されませんか。これ以上道にそれるといことはですね、ここで制止します。一般質問やられますか。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 一般質問ですか。それとも私に対する質問ですか。

○3番（坪井康男君） 違います。今、竹岡議員に対する反論です。

○議長（秋山哲朗君） いや、違います。それもさせません。

○3番（坪井康男君） どうしてです。言ってもいいじゃない。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも一般質問の場です。竹岡さん、今、当ててない。勝手にやられたんです。

○3番（坪井康男君） 勝手にやられたって、発言は発言じゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） いいや。

○3番（坪井康男君） おかしいですよ、あなた。

○議長（秋山哲朗君） 一般、先ほど……。

○3番（坪井康男君） 不公平です。

○議長（秋山哲朗君） 一般質問の時間ですから、一般質問を続けられますか。

○3番（坪井康男君） （聴取り不可）たんじゃない。

○議長（秋山哲朗君） 当てておりません、私は。

○3番（坪井康男君） 当ててなくても発言したじゃ。

○議長（秋山哲朗君） それは勝手にされたんです。

○3番（坪井康男君） じゃあ、ルール無視やない。議会冒●じゃない。

○議長（秋山哲朗君） 今、この議場は、私が仕切っております。一般質問をされませんか、されませんか。

○3番（坪井康男君） 当ててないのに発言したのは、あなた（聴取り不可）ですか。

○議長（秋山哲朗君） わかりました。やめましょう。これ以上議論になりません。一般質問を中止します。

午後 2 時 4 0 分休憩

午後 2 時 4 4 分再開

○議長（秋山哲朗君） 会議を再開をいたします。

なお、竹岡議員のさっきの発言、指示なしに発言されたことと併せまして、坪井議員の私の指示に従わなかったということで、2人の退席を求めます。

〔3番 坪井康男君、17番 竹岡昌治君 退席〕

○議長（秋山哲朗君） 一般質問を続行いたします。

三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○8番（三好睦子君） それでは、一般質問させていただきます。

皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子でございます。住民が主人公の立場で、市民の暮らしを守る、この立場で質問をいたします。

初めに、農家の草刈り作業の軽減のための方策についてお尋ねいたします。

美祢市内を車で走るとき、荒廃農地と草丈の伸びたあぜ草が目に入ります。今から夏に向かい、刈っても刈っても草は勢いよく伸びていきます。草刈り作業は本当につらい作業です。特に圃場整備をして、高土手になってしまった草刈りが大変な場所が多くあります。シルバーの方や草刈りを仕事としておられる会社を立ち上げられた方もありますが、毎回お願いするのも負担が大きくなります。

ある圃場で、黒い防草シートの上に芝桜が植えられ、きれいに咲いている場所がありました。その付近の圃場のあぜにも防草シートを敷き、ハツユキカズラという、つるのある草が生えて、植えてありました。これは草刈り作業をしなくて済みそうです。芝桜など植えることで草刈り作業の農作業が少しでも軽減されるのではないかと思います。

また、昨年ですが、4月のころ、広い法面で、芝桜があたりの風景とのコントラストがとてもきれいでした。そこは3集落の方が共同で芝桜のお世話をしているとのことでした。重労働の草刈り作業が防草シートと芝桜の植栽で軽減されているのでしたら、本当に助かります。芝桜を植栽して、体験してから、提案するのもよいかと思いましたが、今回の質問に間に合いません。芝桜やマツバボタン、ヒメイワダレソウなどの植栽で草刈り作業ができないか、お尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員、大変、芝桜の話で素敵だろーと思います。ただ、具体的な耕作事業に係ることですから、担当部長より回答をいただきます。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは三好議員の農家の草刈り作業の軽減のための方策についての御質問にお答えいたします。

水田の畦畔には、水田の区画の一部をなすとともに、水を貯留するという大切な機能があります。議員も御承知のとおり、畦畔の管理は大変な重労働である上、病虫害の駆除の面からも大変重要な作業であります。

芝桜の植栽による草刈り作業の軽減はできないか、との御質問ですが、御指摘のとおり、本市においても農業従事者の高齢化が進み、草刈り作業も大きな負担となっております。また、今後地域によっては、新たな担い手等に農地を委ねなければ維持管理が困難となる場合があります、委託された担い手が、広い面積の法面を管理せざるを得ないことも想定されます。この対策として、畦畔に芝桜を定植し、農作業の軽減を図ろうとする御提案であります。これについて、県の調査によりますと、畦畔にそのまま芝桜を定植した場合、すぐに雑草が生えてきますので、まずは除草剤で雑草を完全に除去し、防草シート等で覆った後、芝桜を定植させる必要がありますし、定植後も除草を小まめに行うなど適正な管理の必要が生じます。

また、法面の土質等によっては、あらかじめ施工法面の耕起や肥料をまぜる必要がある等の作業の手間や、種子や苗の購入コスト、それから土壌条件や堰等の問題から、草刈り作業は軽減されたとしても、芝桜を定植させ、そして維持管理する上で、新たな作業負担が生じる場合があるなど、一概に作業の軽減につながるとは言えず、検証を要するものだと思っております。

しかしながら、草刈り作業の軽減対策は急務であると考えておりますので、今後とも情報収集等に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、三好議員。

○8番（三好睦子君） どうもありがとうございました。草刈りをするより花の世話をしたほうが何か楽しいような気がします。私は、実際見た田んぼのあぜと法面ですが、これはきれいに手入れがされていきました。植栽に一体幾らかかるのだろう

かと気になるところです。調べましたら、芝桜は100株で2万3,000円、300株で3万4,500円でした。防草シートの価格は、2メートル掛ける2メートル幅の25メートルですが、これは押しピンなど、ピンなどを込めて約2万5,000円でした。初期投資にかかる経費もかなり要るようです。

そこで、これらの作業の地域再生のための補助金は無いでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問の関連費用に補助金が出せないかでございます。

今年度から名称が変わり、多面的機能支払い交付金。これは、昨年度までの農地・水保全管理支払交付金のことでございますが、これ及び中山間地域等直接支払交付金を引き続き活用していただくことに併せまして、建設課が所管しておりますが、集落内の市道及び生活道路の美化活動を対象とした美祢市さわやかロード美化活動事業報奨金制度というものがございます。これを積極的に活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、農地・水環境と中山間地の直接支払いのことを言われましたが、農地・水といっても、どの集落も、これは利用できる制度ではありません。また、会計も本当に難しく、集落にお世話を引き受けてくださる人材も必要です。農地・水の事業を拡大していくにも、事務作業のフォローが必要かと思えます。市の指導とか、体制がどうしても不可欠と思えます。

また、先般、全員協議会で意見がありましたが、この農地・水の交付金が振り込まれる時期が非常に遅いのです。しかも、3回に分けて入金されます。それまで支出を全て役員が立て替えておかななくてはなりません。なかなか使いにくい制度だと思えます。

また、高齢になって、農業ができなくなったので、農業法人に、農業、皆さんなどお任せといっても、あぜの草刈りは田んぼの持ち主が刈らなくてはいけないことになります。

また、さらに、今回、農地中山間機構として農地の集積バンクが発足しますが、

この草刈りについても田んぼの貸し手、地主、貸し手が草刈りをしないといけないようです。後継者がいなくて、農業ができないから農業法人や農地集積バンクに貸そうとしているのに、草刈り作業をするということは、本当に難しいことだと思います。草刈りは、これから先の大きな問題になると思いますが、どう対処されていられるのでしょうか。全国的には、芝桜を植えるという緑化作業に助成金制度を始めている自治体もありました。先ほど美祢市独自の市道、美化活動報奨金があると言われましたが、美祢市でも草刈り作業の軽減と花をふやすための助成金制度をつくっていただけませんか。今こそ、行政の積極的な計画や支援が必要なときではないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 志賀農林課長。

○建設経済部農林課長（志賀雅彦君） ただいまの再質問にお答えいたします。

多面的機能支払交付金、旧農地・水保全管理支払交付金の支払い時期の件ですが、平成25年度においては、7月と10月と3月の3回に分けて支払いをしております。御承知のように、この交付金につきましては、国・県の交付金が含まれております。各保全会からの申請がおくれると、県からの額の確定が遅くなり、3回目の支払いが遅くなります。

今年度、県におきましては、額の確定を早ければ12月、遅くとも来年1月を予定しておりますことから、早ければ12月、遅くとも来年2月には各保全会に支払われる予定となっております。

また、農地中間管理機構による利用権設定をしても、貸し手が草刈り作業をしないといけないようですとの発言がありましたが、草刈りを含む農地の管理につきましては、受け手側が管理を行うこととなります。

最後の助成金と行政の支援につきましては、先ほども申しましたとおり、多面的機能支払交付金、または中山間地域等直接支払交付金、美祢市さわやかロード美化活動事業報奨金制度等を積極的に活用していただきたいと考えております。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 情報不足で申しわけないんですが、さわやかロードで幾ら出るのでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。

さわやかロード美化活動事業でございますが、市道、それから機能的に農道というところも含めた生活道につきまして、草刈りを行う子ども会、婦人会、老人会、あるいは地域ボランティア等、おおむね5名以上の方の組織によって草刈りを行われる場合、100メートル当たり1,000円を補助しております。いろいろ諸条件というか、対象事業としては要件があるわけですが、幅員が2メートル以上であるもの、それから法定外公共物、赤線を含んでいること、それから起点が公道に接していること、などが一応条件として含まれておりますが、100メートル当たり1,000円ということで実施をしております。

この事業につきましては、平成22年から平成25年までの間は美祿市道のみを対象に行っておりました。本年度から、先ほど言いました機能的に農道という機能も含む生活道については、本年度からその部分でも支援をするということにいたしました。

ちなみに、まだ最終集計はとれておりませんが、本年度につきましては、平成26年4月1日の広報において募集、広報を周知したわけですが、5月の中旬のあたりの集計ではございますが、89の組織から申請がございまして、それに対しまして、今のところでは、270万円程度の支出をしているところでございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 済みません。さわやかロードは草刈りで、100メートルで1,000円と言われましたけど、先ほど聞いてたら草刈りでと言われましたけど、草刈りが難しいからっていうのに、草刈りでお金なんて、それは芝桜とか植える、お金にはとても届きませんが、届くような金額なのでしょうか、お尋ねします。さわやかロードでできるのでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） この美化活動につきましては、基本的には草刈りをメインに皆さんがやられていらっしゃいます。

それで、この100メートル当たり1,000円ということですが、例えば、こういうものを少しでもさらにステップアップした美化活動である植栽であったりとか、そういうところに御利用していただければ、私どもとしては大変ありがたいことだというふうに思っております。基本的には、現状としてみれば、まずは植

裁という、その前の前提の美化という観点からの草刈り。これを皆さん、地域の皆さんはメインにやっています。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ちょっと納得いかないところも少しありますが、次に進みます。

こういった草の、やはり、こういった草刈りの軽減といえば、先ほども言われましたが、農地・水環境整備の交付金ではないかと思うんですが、これが本当に誰もがやれるわけじゃなくて、非農家の方にはできないと。田んぼがないと、これは交付されない。そして、また、先ほども言いましたけど、会計とか、いろいろ世話を引き受ける人材が必要だと思います。ある集落では、公務員さんのOBの方たちがとか、農協とか、こういった会社の方たちとかが引き受けてやっておられるところもありますけど、そういった人材の指導とかいうのは、人材の指導っておかしいですね、こういった農地・水の事務の指導体制は考えておられるのでしょうか。この農地・水が一番金額的にも草の解決にもいい補助金ではないかと、交付金ではないかと思いますが、その指導は市のほうで考えておられるかどうか、お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） この多面的機能支払交付金、農地・水ということなんですが、これが始まって以来、実際にこの事業を実施する上において、事務作業が非常に複雑で、非常にやりにくいという声は、その当時からありました。これの対策の一つといたしましては、土地改良団体連合会のほうが、この事務を請け負うという形で、当然ここには協定からの支出というのは、どうしても伴うわけですが、そういったようなところも、ある程度の請け負うとか、指導するとか、そういうふうな形で何とかやっていただくということと、もう一つは、これは3期目でかなり毎年ある程度経過もしておりますので、その集計を市のほうに持ってきていただいたときに、今度はこのところをこういうふうにしてくださいねとか、そういうふうなことで、市としても一応御指導のほうはさせていただいております。

それから、やはり、今度新たに農地・水から多面的機能というふうに変ったということで、これを機に各自治体のほうから国に対しまして、事務の簡略化、これの要請をしておるところでございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。私、思うんですけど、市長さん。役場とか、役場のOBの方が退職されて、こういった農地・水とか、いろんな活動に一所懸命しておられます。それで、やはり、そういった市の職員さんとか、農協の人とかがいらっしゃらないところは、やっぱ、この農地・水にとりかかられておられない地域もあるので、こういったときに、公務員の方は長い目で見たときに、市長さん、職員をよく、市の職員さんたちは退職された後も、こうやって地域で活動しておられるので。なるべく職員さんの人員削減はないようお願いを……。

○議長（秋山哲朗君） 今ちょっと……。

○8番（三好睦子君） しますが。

○議長（秋山哲朗君） 何か、聞こえなかった。ちょっと、言葉が聞こえなかったみたいです。

○8番（三好睦子君） はい、わかりまし、はい。という、私の気持ちですが、いいです。そしてですね。

○議長（秋山哲朗君） いや、はっきり、語尾がはっきりしなかったもので、言われないとです、ええ。

○8番（三好睦子君） 公務員の方を減らさないでいただきたいというんです。お願いします。

そして、次に進みます。

私は、今年4月にも行って見たんですが、その場所では、法面に、広いのり面に芝桜が一面に咲いて、隣には桜も咲いてました。数日後には菜の花がその圃場で咲いてたんですね。本当に素敵な場所でした。こんな素敵な場所をふやして、自然豊かな観光スポットとして活用できないかなと思うのです。

先般、周防大島が荒廃農地を棚田と桜と、そして夜には竹のランタンでまちおこしをされたといった活動を知りました。美祢市もこうして、あぜ草、あぜの法面とかを活用して、花でまちおこしができたらいいなと思っております。

次に、進みます。

次の件ですが、市民の移動手段についてお尋ねいたします。

市長さんの公約でもあります交通不便地域の解消するというデマンドタクシー、ミニバスですが、この運行が毎年エリアも拡大されていますことに感謝しています。

また、美祢市のデマンドタクシーの事業の状況について、山陽小野田市議会から視察にも来られ、また電話でも問い合わせがあるようです。このように住民の移動の手段については、もっと、もっと、充実をして、県内の交通行政をリードしていただきたいと思います。

今回は、この充実のために幾つかお尋ねをいたします。

まず、福祉タクシーの利用について、タクシー利用の割引券についてですが、この福祉タクシー券の枚数はふやせないでしょうか。この福祉タクシー券は障害者手帳の1級、2級、3級、そして療育手帳の交付者保持者に500円券が交付されています。週1回で4回の12カ月で年に48枚交付されていますが、これでは足りないという声があります。タクシーのドライバーの方からも、気の毒に思っただメーターを落として走ることもたびたびあると聞きました。券はふやすことはできないものかと相談されたこともあります。

福祉タクシー券は主に通院に使われるようです。余る人、足りない人、さまざまと思いますが、本当に必要とされている方には、この券をふやすことはできないでしょうか。500円券は1回乗車につき1枚しか利用できないので、改善の方法はないのでしょうか。透析患者さんは最高で288枚、1週間で3回の4週間で12枚の1年間の計算で交付されています。患者さんが都合で山口市の病院に行くことになって、片道が5,000はかかると言われました。この500円券では残りは4,500円で何とかならないかという御意見が寄せられています。年金は下がり、消費税は上がっています。収入は少なくなって、負担が多くなるとは、本当に暮らしが大変です。山口市では1枚当たり基本料金650円分として、1回の乗車につき2枚まで利用ができるとあります。美祢市でも同じようにできないでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 市民の移動手段についての御質問にお答えいたします。

福祉タクシー利用券についてでございます。この利用券につきましては、三好議員、これまでの議会でも本会議あるいは委員会できざまな形で質問をされておりますので、もう一度、基本的な部分をおさらいしたいと思っておりますが。

本市におけます福祉タクシー助成事業は、美祢市心身障害者（児）福祉タクシー

助成事業実施要綱に基づき実施をしております。

事業の概要といたしましては、身体障害者（児）の1級から3級までの方、また知的障害者（児）の方が福祉タクシーを利用される場合、タクシー運賃の一部を助成することにより、障害者の経済的負担軽減と社会的自立促進を図るものでございます。

ここでの福祉タクシーとは、市が指定したタクシー事業者であり、現在15のタクシー事業者を指定し、事業を実施しております。助成の方法は、福祉タクシー1回の乗車につき、500円を助成するものであり、利用に当たっては、福祉タクシー利用券の申請をしていただき、1人当たり、議員おっしゃられましたように、1年間で48枚の利用券を交付しております。

御質問の福祉タクシー利用券をふやすことにつきましては、利用状況に個人差があります。議員も御質問の中で言われたように、余る方もいらっしゃいますし、足りないと言われる方もいらっしゃるのが実情です。現状としては、現行の利用枚数を有効に活用していただくということが重要と考えておりますので、まず、そこについては御理解をいただきたいと思っております。

また、長距離で福祉タクシーを利用した場合、1回の乗車で複数の利用券が利用できないか、につきましては、原則、この制度は、美祿市内での通院、買い物などを想定いたしまして、1回の乗車に1枚ということで限定しております。先ほど山口市の事例を申されました。山口市につきましては、1枚が300円でございます。ですから、1回の利用で2枚まではいいということで、600円ということになっております。

今後、実態を把握した上で、複数利用、1,000円——2枚使えないかとか、そういうことは実態も把握した上で、需要も考えまして、判断できれば、適切な時期に実施してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。山口市を私が調べましたら、650円分になってますけど、調べ間違いでしょうか。それは、また……。

○議長（秋山哲朗君） いや、ちょっと誤解のないように。

○8番（三好睦子君） はい、お願いします。

○議長（秋山哲朗君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 基本料金が、今ちょっと上がりましたので、700かな。その当時は650円が基本料金で、基本料金部分程度は、補助できればということで、先ほど言いました山口市は300円、1枚がですね。ですから、600円使える。50円が基本料金だったら自己負担という形でやられてるというふうに、私どもは理解しております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） はい、わかりました。

タクシー券ですが、申請をして、使わなかった部分は返却なのでしょうか。お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） ただいまの三好議員の質問にお答えをいたします。

返却につきましては、特に必ず返却というようなことは想定しておりませんので、1年間で48枚ということで、毎年申請の更新をしていただきますので、余ったから必ず返却ということをごさいません。更新の際に返却される方もいらっしゃいますし、返却をせずに更新して、新たな利用券を受領されて帰られるという市民の方もおられますので、特にそういうことは取り決めをしておりません。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 次に移ります。

障害の等級にかかわる手帳、障害手帳を障害の等級にかかわらず手帳を提示するとタクシー代が1割引きということですが、これに、今の福祉タクシー券500円をプラスして、ダブルで使えるのでしょうか。これをお尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） ただいまの質問にお答えいたします。

今まで御説明させていただきました福祉タクシー利用券につきましては、市の単独事業といたしておりまして、その費用につきまして、市が補助をしております。

それから、障害者手帳の提示による運賃の1割につきましては、これは全国的な制度ということもございますので、その実施につきましては、タクシー事業者のほ

うに確認していただくようになろうかと思えますけども、同時利用は可能でございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。同時利用ということで、少しは軽減されるかと思えます。ありがとうございます。

次に移りますが、65歳以上の方が免許証を返されて、運転卒業者サポート手帳を提示するとタクシー代が1割引きになっています。障害者の方でしたら、これもダブルで受けられるのでしょうか。たびたび同じようなことになりましたが、ちょっと内容が違うのでお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

この高齢者運転免許証を返済された方のサポート事業なんですけど、この事業に関しましては、県の警察のほうが交通事業者と直接事業契約を結んでおられますので、基本市が関与しておりません。警察のほうに確認したところ、特にこういった重複してまで割引いてくれといった要請はしてないということです。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） はい、わかりました。

次に、介護認定を受けている方が障害者手帳を、介護認定を受けているけれど、障害者手帳を持っていない。そうすると、また、返す免許証もない。地域的にデマンドタクシーのミニバスも利用できる地域ではない方が役所や通院、また買い物など行かれるときに移動の手段がないということはあると思いますが、この場合は、どのようにお考えなんですか。タクシーを利用するにしても、年金は減っていて、たびたびのタクシー利用は生活が大変です。岩国市では70歳以上の高齢者と69歳までの要介護認定者3から5の方には500円券を交付しておられます。美祢市でも75歳以上の高齢者の方と介護認定での要介護3以上の方にタクシー利用の割引制度はできないものではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） タクシーの利用について、高齢者など、あるいは介

護の認定を受けている方に補助ができないかの御質問でございます。

先ほどもお答えいたしましたとおり、現在、本市が実施しております福祉タクシー助成事業は、障害者を対象としているものでございまして、高齢者は対象としてはございません。議員御案内のように、山口県内には、高齢者を対象としたタクシーの利用に係る助成事業を行っている市町もございます。対象を75歳以上の高齢者としている場合や介護保険の要介護認定を受けている方に限定している場合もあり、その事業内容はさまざまでございます。

先ほど岩国市の事例を申されましたが、岩国市におきましては、基本的には75歳以上の高齢者、あるいは要介護3以上の方となっておりますが、実は路線バスが週に2便しかない地域、それから路線バスのバス停まで2キロ以上離れている地域というふうに限定をされております。ですから、単純に全ての方を対象にはされておられません。ですから、多分、あそこも合併で広くなりましたので、旧錦とか、ああいうところでされてるんじゃないかと思うんですが、今の条件からいいますと、そんなに多くの方が対象にはなっていないんじゃないかというふうに考えてます。

もともと自転車や自動車、あるいはバイクの運転免許を持ってない方、それから身体状況等により運転免許証を返納された高齢者が買い物や通院などで外出する場合、お住まいの地域によっては、JRや路線バス、ミニバス等の交通機関がなく、タクシーのみが交通手段である方もいらっしゃるかと思います。そのような方を対象として、議員御提案のようなタクシーの利用に係る助成制度を実施することは、高齢者が住みなれた地域で主体性を持った生活や社会参加をする上では、大変有意義であるとは考えております。しかしながら、現状におきましては、JRの駅や路線バスのバス停から一定の距離以上離れた地域やミニバスが運行していない地域、いわゆる公共交通空白地域に75歳以上の高齢者や要介護認定を受けている方がどの程度いらっしゃるか。また、ニーズについては未知数でございます。したがって、今後地域のニーズ等を把握した上で、財政負担等も含めまして、事業の実施について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） いずれにしても高齢者の移動がしやすいようにお願いいたします。

そして、3番目ですが、運転者免許証を返納した人が運転者卒業サポート手帳を窓口で提示することにより特典が設けられていますが、この中で、秋芳洞、大正洞、景清洞観覧料が100円引き、市民大学講座の受講料が無料、歴史民俗資料館、化石館、長登銅山、文化交流館などの観覧料が無料となっています。しかし、免許証を返しています。もう車には乗れません。移動手段がなければ、割引や無料のことも、今のような施設の観覧料とかの割引、無料のこの制度も使うことはできません。絵に描いた餅に過ぎないように思います。近所の方、お友達の方が同伴され、運転された方にこのサービスを、同じようなサービスを受けることはできないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、議員が言われたように、市が直営しております秋芳洞、あるいは大正洞、景清洞、そういった施設に対して、卒業運転者のサポート制度で割り引いております。

これがですね、現在、そういった施設の利用がどの程度あるか確認したところ、まず、秋芳洞、大正洞、景清洞等におきましては、そういった利用の事例がございません。またですね、化石館、あるいはそういった他の施設におきましても、記録はとっておりませんが、担当者に確認したところ、そういったサポート制度の適用の要請はなかったというふうに聞いております。

これは、やはり、高齢者の交通事故防止というのが最大の目的でありますので、運転してこられた方がこういった適用を受けることによって、高齢者の方が免許証を返納されるということが確認されれば、また、こういった要望がたくさん出るようであれば、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 大正洞、景清洞、1,200円がたったの100円っていうのも、余りにもささやかな割引です。そして、こういったことは本当に——今利用者がないと言われましたが、本当に利用しにくいとか、そういったことのあらわれだと思います。もう少し改善をすとかしていただいたらと思います。

次に移ります。

車は役場の用事で、自分で運転する車、役場へ行く用事や近くの買い物、通院、

農作業等の移動手段で手っ取り早い移動手段です。免許証の返納数は美祢地域においては、24年で54人、25年では42人、秋芳地区では24年が14人、25年は15人です。美東ではどうかといいますと、24年では9人、25年では6人となっています。とりわけ美東の9人、6人というのは、交通の便の悪いことを意味しているのではないかと思います。免許が返納できる環境ではないのです。移動手段がなくなってしまうのです。農業しないといけない。農作業するためにはどうしても軽トラに乗らなくてはなりません。高齢になって、何も車で小郡や山口、萩へと出かけているわけではないと思います。日常生活やこうした用事で地域内、例えば、美東なら美東だけの地域内で、行動範囲が決まっていると思います。高齢者の方は、そういった範囲が狭いと思います。しかし、この車の運転免許はどうしてもこういった環境で要るのです。ことしの4月から免許の更新が美祢警察署美東交番でできなくなってしまいました。今まで車に乗って移動ができていたのですが、これでは農作業もできなくなってしまいます。どこにも出ずに家に引きこもってしまうのではないか。そうすると心身ともに健康が保たれなくなってしまうのではないかと思います。こういう事情も説明して、今までのように免許更新が美東交番で再開してもらうように市長さんから山口県警や交通安全協会等の関係機関に、この旨をよく説明していただいて、再開してもらうように言っていただけないでしょうか。お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員のいわゆる交通弱者という言葉の使い方は余り好きではないんですが、たくさん美祢市内にいらっしゃいます。確かにね。免許がないと、なかなか生活も不便というお気持ちよくわかります。それは大変共感いたします。

美祢警察署のほうに私から頼んでもらえんかということですよ。美東交番で免許証の更新ができるようにね。私も美祢市が管理管轄をしておる、私のほうに権限があることであれば、かなり融通がきくこともあります。いろんなことを勘案して、私もいろんな決断をいたしますけれども。これは山口県警、美祢警察署管内ですけども、この美東交番での免許証更新手続、昨年度までは週1回水曜日やっておられたようです。美祢警察署のほうにちょっと確認をさせていただきました。三好議員がおっしゃるように、できれば、美東交番で従来どおりやってもらえたらいいなとい

う思いがありましたんで、そうしましたら、これを廃止された二つ理由があるんです。一つは、更新をされる方が毎年どんどん減ってきておるということが一つ。ですから、年間の更新件数が右肩下がりで減ってきておる。だから、需要が少なくなっておるということが1点。もう1点がですね、山口県警におかれて、優良運転者講習、三好議員も免許証の更新される時、必ず研修をお受けになるでしょうけれども、この優良運転者の講習、これは、前はビデオ研修だったですよ。ビデオを見ておられたでしょう。これが講師による研修に変更されたそうです。その講師の確保が非常に難しいらしいです。講師の数をそろえるのがですね、困難ということで、ことしの3月末をもって、美東交番における免許証更新事務は廃止されるということで、山口県下では、美東交番を含む全県5カ所の特定交番全てにおいて廃止されたというふうに伺っております。先ほど申し上げたように、中山間地域に暮らす市民、とりわけ御高齢の方にとりまして、美東交番での免許更新事務の廃止は大変な御不便をおかけをすることは思っておりますけれども、何分にも山口県警全体の交通安全指導をより強化するというので、ビデオ講習から講師による講習に変えられたということがございますので、その辺は三好議員、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 何とかならないかと、私なりに頑張ってみます。住民の皆さんの要望は、やっぱり、受けて立っていかなければいけないかなと思います。

4番目の件に移りますが、岩永、赤郷、真長田地域に交通の便はふやせないかということでお尋ねいたします。

美祢高校がなくなって、青嶺高校に通学するとなると、通学バスは必要性はあります。現在、大田から綾木、嘉万方面を経由して、大嶺のほうへ走っています。この便ができたことで、去年は美祢青嶺高校への進学が多かったと聞きます。美東中学校の地区別懇談会におきましても、美祢方面へのスクールバスの要望があったと聞いています。コースをもう一便ふやしていただけないでしょうか。仮にですが、大田、赤郷、嘉万、美祢という一つのコース、そしてまた、綾木、真長田、秋吉、美祢というふうなのはどうでしょうか。美祢市内の高校への進学ということは、将来美祢市内で若者が定住することにもつながると思うのです。今現在、美東出身の

在校生が30人いらっしゃると思いました。ぜひ、高校生の通学用の便をふやしていただきたいのです。どうでしょうか。お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 田辺総合政策部長。

○総合政策部長（田辺 剛君） ただいまの岩永、赤郷、真長田地域において、ミニバスやアンモナイト号など、交通手段をふやせないかという御質問にお答えいたします。

美祢市の地域公共交通につきましては、美祢市地域公共交通総合連携計画に基づき、路線バス、市内コミュニティバスであるアンモナイト号及び交通不便地域解消を目的としたミニバスを現在運行しております。

公共交通利用者の中でも、岩永、赤郷、真長田地域から美祢市の中心部にある高等学校へ通学する高校生に対し、通学手段をふやせないかという御質問であります。美東町、秋芳町から通学する高校生につきましては、平成24年4月から大田中央から美祢駅間にアンモナイト号を投入し、多くの高校生に御利用をいただいているところであります。

また、帰宅時の高校生が安全にバスの待ち合いができるよう、本年4月からは平日夕方の便に関して、美祢青嶺高校敷地内へアンモナイト号の乗り入れも開始いたしております。

岩永、赤郷、真長田地域から通学する高校生につきましては、既存バス路線との競合等、既得権の問題もありますので、最寄りの停留所から直接アンモナイト号を御利用できない状況ではありますが、従来より路線バスの運行が充実しておるということもありますので、路線バスとアンモナイト号を組み合わせ御利用をいただきたいというふうに考えております。

地域公共交通におきましては、アンモナイト号と路線バスとの乗り継ぎ時間と少しでも御利用しやすくできるよう、今後もバス事業者と協議を行いながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 従来より路線バスが充実とおっしゃいましたが、接続が良いとは思いません。秋吉行きで湯の口のバス停が8時6分では学校に間に合いません。この8時6分に乘った場合、秋吉到着は8時19分です。そして、ここで乗りかえ

て、アンモナイト号に乗りかえると、8時34分にアンモナイト号が出るんです。これでは青嶺高校に行くのは9時11分になるんです。完全に遅刻してしまいます。仮に、仮にですよ、仮に、今生徒さんがいらっしゃるんですけど、仮に通学の生徒がおられなくても、少ないにしても、条件整備は必要です。親や御家族の方がバス停まで連れて行っていらっしゃるということですが、交通の便がないので、そうせざるを得ないのではないかと思うのです。両親、家族、親も働いています。自分の出勤の支度で忙しいはずですが、交通便の増便をお願いします。

また、通学便はもちろんです、赤郷地区と真長田地区の一般の方が美祢市役所や、特に真長田ですね、美祢市役所や美祢の市街地、健康のために温水プールなど行くのに直通の便が必要なのです。今のままでは合併しただけで、旧美祢市には縁が薄いということになってしまいます。一体感が必要ではないでしょうか。

県内のある地域の住民の方が、美祢市ではありません。県内のある地域の方が、合併をして少しもよいことがないと。ただ、一つよいことがあったということでした。それは何かというと、コミュニティバスが走り出して、交通の便がよくなったということでした。交通の便というものは、人体で言えば、血液です。隅々まで血液が循環してこそ、元気になれます。どうか、この交通の便をよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。御回答ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） 最後はええ、最後はええか。はい。

この際、3時50分まで休憩をいたします。

午後3時38分休憩

.....

午後3時50分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○18番（岡山 隆君） 皆さん、こんにちは。皆さん、お元気でしょうか。梅雨の季節に入りましたけれども、この最近は雨が降らないということで、梅雨の中休みとなっておりますけれども、今後の状況次第では非常に大雨になる可能性もあります。どうか、近隣に、そういった状況のときには、声をかけ合って、ともどもに、

きちっと対応してまいりたいと思っております。

一般質問をこの通告書の順序表に従いまして、一般質問1日の最後の登壇者となりました公明党の岡山隆です。よろしくお願いいたします。

さて、最初の質問は、子供を産み、育てやすいまちづくりの取り組みに関してです。

さて、総務省がこの4月に発表した15歳未満の子供の推計人口は、前年より16万人少ない1,633万人、33年のこの連続の減少となっております。特にショックだったのが5月8日、民間の有識者でつくる日本の創世会議の人口減少問題検討分科会が2040年、この26年後時点では、全国の市町村別人口をそこで発表しております。全体の5割を占める――自治体は大体1,800あるわけではございますけれども、その896の自治体で現在より若年女性、要するに20歳から39歳までが半分になる。この人口ですね。減ると試算し、この座長の増田寛也元総務大臣は、記者会見で自治体の運営が難しくなり、将来消滅する可能性がある、この地域崩壊の危機を指摘し、消滅可能性都市と定義しております。山口県では19市町ありますけれども、大島、阿武郡など初め、萩市、長門市、そして美祢市が該当し、このうち523の自治体が人口1万人を切ると見込まれております。今後増大する高齢者と、それを支え働く世代の減少、その中で社会保障をどう維持していくか。国・県・市における行政運営に対しまして、難しいかじ取りが迫られております。

そうした人口減少社会に至って、この少子化対策の一環として、小児医療費の助成、対象年齢を競うように各自治体は拡大しようとしております。財政状況を判断しながらも、そういった対応策は必要と私は思っております。美祢市では3歳未満児までのこの医療費は無料、所得制限撤廃であります。小学校入学までは所得制限があり2割負担、小中学生は3割負担となっているわけであり。先進自治体や県内、市のこの状況と比較した場合には、小学校卒業、中には中学校卒業まで対象年齢拡大して、この医療費無料化を実施してる自治体があります。きょう、たまたま、きょうの新聞なんですけれども、中学校まで医療費無料にということで、神奈川県の大和市は4月から中学校卒業までの医療費を無料化すると決めておりますね。そして、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小児医療費助成の拡大を一貫して推進してきたということで、あとは、この財政や事務手続などについての具

体的な検討を進めている。こういった新聞記事が、きょうたまたまありましたので、ちょっと紹介いたしました。

ということで、今後、国民健康保険制度において、国では、この医療機関窓口の自己負担分を助成する方式、いわゆる医療費助成拡大をすればするほど、国庫負担が減額される仕組み。すなわち国保のペナルティになっています。理由は、医療費給付がふえ、波及増によって医療費が増大し、国庫負担分も増加するからということで、小児医療費を無料にすれば、そういったところを国庫負担がかかるちゅうことで、ペナルティをかけているわけですね。

そういったことで、本来、こういった、私、小児医療費助成は、本当なら国によって統一的に行うべきであり、市町村が行うべき問題ではないと思っておりますけれども、実態はそうならないわけであります。

それで、先日、政府の経済財政諮問会議において、出生率を高めるため、子供を産み育てる環境を整える中で、第3子以降の育児支援を重点化するとうたっております。だからこそ、この本市にあって、小学校卒業までは、所得制限をせめて設けて、設けなくてもいいんですけれども、医療費無料の助成制度を設けることで、子供を産み育てやすいまちづくりを築くことが重要であると思っております。

子育て世代におけるこの適切な医療費助成制度の導入、すなわち対象年齢の拡大に関して、村田市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、岡山議員のこの御質問をお伺いしとってですね、さすがだなというふうに思いました。このたび、この美祢市議会の副議長にもなられましたけれども、日本創成会議のことを今おっしゃいました。増田さんという方座長ですけれども、総務大臣されたとおっしゃいました。また、岩手県知事もされたということで、地方の実情もよく御存知の方でいらっしゃいます。民間が出した統計と言いながら、実は官民が一体となった統計数値で非常に信頼性が高いものですね。それでいきますと、先ほどおっしゃったように、この2040年、美祢市の人口がほぼ1万8,000程度になるんじゃないかと言われてます。萩市に至っては、今、5万4,000人いるんですけれども、これが大体現在の美祢市の人口程度、2万8,000程度、ですから半減するということですね。長門市は今美祢市の人口の

ほぼ1万人多いですけど、美祢市の人口よりですね。それがほぼ美祢市と変わらない程度、2万人程度にまで下がります。というのが予測ですね。それほど衝撃的な統計数値が出されたということです。子供さんをお産みになっていただく若い女性が減ってくるということ。これほど、ある意味、恐ろしいことはないですね。この日本の全体の総人口が下がってる。特に我々のような中山間地域はですね、いわゆる過疎地にあるところは、このダメージは、はかり知れないものがあるというふうに思ってます。

ですから、今、我々は、私はもう本当に大きな衝撃受けました。ですから、今やるべきことをやっておかないと、手をこまねいておったら、この美祢市はなくなってしまうというふうに考えてもおかしくないというふうに思ってます。ですから、この美祢市議会は私含めまして、二元制というさっき言葉が出ましたけれども、私も市長として一所懸命政策、施策を考えていきたい。それも早急にですね。議会サイドにおかれましては、もう内向きな議論、後ろ向きの議論、またマイナスの議論ではなしに、本当にこの美祢市の将来を考えた議論をどんどん活発化、活性化をしていただいて、議会と市長がその面で議論をぶつけ合うということを本当に心から、今願っておるところです。これをやらないともう美祢市がだめになります。本当に厳しい時代がやってまいりました。そのことを岡山議員が十二分に踏まえて、そのことから、この質問をされたというふうに認識をいたしております。

今、子育て世代における適切な医療費助成制度の導入ということの御質問がありました。議員御承知のとおり、本市においては、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、福祉医療の中に乳幼児医療費助成制度を県と共同で実施をしているところであります。この制度は所得制限を設けておりますが、市内に居住されている小学校就学前の児童に対しまして、医療保険の自己負担額を助成をするというものであります。

なお、所得制限によりまして、この制度の恩恵を受けることのできない児童のうち3歳未満の児童に対しましては、市単独の制度によりまして、医療保険の自己負担額を全額助成をしているところであります。

また、県では、大幅な財源不足が予想される中、将来にわたり安定的、持続的な制度とするためとの考えから、平成21年8月より、福祉医療助成対象者に対しまして、医療費の一部負担金の導入がなされておりますが、美祢市といたしましては、

受給者の経済的負担を緩和をいたしまして、安心して医療を受けていただくため、財政的に厳しい状況のもとではありますが、一部負担金の全額を市単独で助成し、現在に至っているところであります。

先ほど岡山議員は、神奈川県の大和市の例を挙げましたけれども、先ほど申し上げたように、いろんな自治体はあらゆる手を今から打ってくるだろうというふうに思っております。私もこれをちょっと調べさせていただきまして、参考にしたいと思っておりますけれども、しかしながら、少子化が急速に進む中、子育て世代の経済的負担の軽減もさることながら、安心をして子供を産み育てることができる環境を整備することが重要であるというふうに考えております。そういうことから、今年度、すこやか子育て基金を創設をいたしました。子育て事業をより積極的に推進をしたいというふうに思っております。固い決意であります。

また、現在、庁内にこのプロジェクトチームを設置をいたしまして、定住促進につながる施策及び事業を全庁的に検討させております。ですから、これも急いでおります。その中の一部でありますけれども、本議会に新たに住宅をつくっていただく方について助成をする。市外から来られる方には手厚く、さらに手厚くするというので、市内からの市外への転出、それから市外から市内への転入を促すということをやろうというふうに思っておりますけれども、ある程度の資金的なものが必要であっても、未来を考えたときに、今やるべきことはやっ払いこうというように考えています。この報告も受けまして、議員御質問の乳幼児医療費助成制度における対象年齢の拡大がふえた子育てしやすいまちづくりの創造に向け、引き続き本気で努力をしてまいる所存であります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 小児医療費助成制度、市長のほうから、今、本気になってという言葉いただきましたので、ちょっと再質問もありましたけど、本当に平成26年度の一般会計とか、また、いろいろ予算、市民税、そして法人税、決して大きく伸びているわけじゃないんですよ。そういった中で、なかなかこういったところに財源を充てていくちゅうのは、本当に私は本当難しいことじゃないか。そういったことも、非常に財源という面においては、なかなか難しいところあるなということを感じております。だけれども、せめて、第3番目のお子さんに関しては、

中学校3年生まで、小学校6年生、どちらでも、とにかく、そういった6年生までは無料にするとか、そういった制度はできるか、どうか。全部、3人が3人とも言いませんけれども、せめて3人目のお子さんは小学校6年生まで無料になるような小児医療費助成制度、こういったところ、本当にできるかどうか。今、市長、本気になってやると言われましたので、そういった対応ができるかどうか、もう質問はしませんけれども、どうか、そういったところ、進めていただけるようお願いしたいと思います。

きょうは、今回、質問たくさんありますので、最後までちょっと行かんやいけんと思ってますので、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、美祢市民の医療費適正化に向けた取り組みに関する質問をします。

少子高齢社会を迎えた現在、医療費適正化に向けた取り組みが喫緊の課題であり、全国の自治体で行われております。本市の人口は2万6,890人、4月現在で、そのうち国民健康保険に加入しているのは約6,000人、人口の22%を占めております。あとは何かというと、企業の国民健康保険組合とか、共済、皆さんが入ってる共済組合ですね。それで、本市の国民健康保険税は、昨年引き続き値上げが実施されて、幸いにも全国平均を下回っております。さらなる高齢社会に伴って、再び国民健康保険税の引き上げ防止のため、医療費適正受診の取り組みが必要となってくるわけです。そこで、全国に先駆けて、広島県呉市では、後発医薬品の情報、国民健康保険加入者に通知するジェネリック医薬品差額通知を行うなど、この医療費適正化の取り組みを行って、成果を上げているわけでございます。皆さんは共済、資料は健保組合。私はもう定年になりましたので、会社おったときのことと、あと、この国民健康保険被保険者証はあります。こういったところに美祢市の国民健康保険のほうから、今6,000人で22%入ってる。その中の私1人ですけども、市から送ってきた、ジェネリック医薬品を希望します。美祢市国民健康保険、こういったシールがあります。だから、ジェネリックお願いねちゅう言わなくても、これをきちっと渡してみせれば、もう、おのずからジェネリックの医薬品をきちっといただけるちゅうことにありますので、こういったところの市がちゃんとやっているということも伺っておるわけでございます。こういったところで、医療費適正化の取り組みを行って成果を上げているわけでございます。すなわち、後発医薬品に切りかえることによって、一定以上の医療費負担軽減効果がある者に、削減額等を

通知するサービスを実施しています。また、複数の医療機関に同一の傷病名で受診している者、頻繁に医療機関で受診している者をしっかりと確認して、保健師さん等が訪問指導を実施することによって、重複受診とか、頻回受診対策を行っております。とにかく、毎日のように病院に通って、1カ月30日通っていると、こういった最大受診回数の方もおられる。保健師の方がしっかりと訪問して、適正な指導を行うことによって、月15回までに半減していた。1人8万円の医療費の削減となっております。さらに、別々の医療機関での同一成分の薬剤を重複して、服用している人など、こういった薬剤の点検も行っているわけですね。本市において、この市民課と健康増進課との連携で、医療適正受診の推進並びに計画策定への効果についてあったのだろうか。この辺についてお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えしますが、その前に、御質問の中に、国保の保険料、昨年引き続き値上げとおっしゃいましたが、昨年度引き上げまして、そのままでございますので、その分は誤解のないようをお願いしたいというふうに思います。

先ほどの美祢市民の医療費適正化に向けた取り組みに関しての御質問にお答えいたします。医療適正受診の推進及び計画策定の効果についてであります。

市では、他の保険者の状況が把握できておりませんので、この場では、国民健康保険の状況について答弁をさせていただきます。

近年、医療費は全国的に増加傾向にある中、山口県の国民健康保険における平成24年度の1人当たりの医療費は、速報によると全国1位となる見込みとなっております。その主な原因といたしましては、山口県は全国の先陣を切って高齢化が進行していること。また、人口に対する病床数が多いことが影響しているというふうに分析をされております。

このような状況の中、美祢市の国民健康保険では、1人当たりの医療費が年間約46万円と非常に高い水準にあります。そのため、医療費の適正化をより進め、国保財政の安定化を図るため、県の策定いたしました第2期山口県医療費適正化計画に基づく諸施策を展開しているところです。具体的には、被保険者の健康に対する認識を深めるため、全世帯を対象とした医療費通知を年6回送付しているほか、広

報活動やお薬手帳の活用による被保険者への啓発活動を実施をしております。

さらに、先発医薬品に比べ価格の安いジェネリック医薬品、後発医薬品ですが、の利用促進のため、ジェネリック医薬品使用の意思表示カードの配布、先ほど議員がお示しのあったものです。

また、この医薬品を使用した場合の医療費の差額を通知する文書を年3回送付をするなど、ジェネリック医薬品の積極的な活用を促進をしています。

本年3月の実績では、変更が可能な医薬品に占めるジェネリック医薬品の使用率は医薬品の数のベースで53.5%、また、薬剤量のベースで32.9%と徐々にジェネリック医薬品の割合が上昇してきており、さらなる利用促進による医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

また、レセプトデータ等の分析によりまして、疾病状況を把握し、同じ疾患で複数の医療機関にかかるという重複受診や頻回受診をされている被保険者への保健師による訪問指導も行っておりますが、訪問活動等を支援するヘルスボランティア団体などとの育成、連携も検討し、適正な受診の啓発を図ってまいりたいと考えております。

今後も医療機関や他団体などとの連携を深め、医療費の適正化をより推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。今後、頻回受診とまた重複受診など、そういったところのもの、そういったレセプトを見ながら、明細書を見ながら、ばあっと見ていくわけ、なかなかちょっと大変な作業じゃないかと、このように思っております。

それで、今、保健師さん、美祢市では8人おられるということで、なかなか少人数の中で、この美祢市、共済とか、そういった方は60以内でなかなか病院かかる人は少ない。企業の健保、私も若いときはなかなか病院かからん。国保の場合にはですね、60以上になって、病院にかかることが非常に、私も血糖値が高くなって、病院にかかることになって、食生活も変えてますけれども、そういったところの方が非常に国保関係は多いということで、そういったところに集中して、今後、頻回と重複受診とか、医薬品のですね、こういった点検、調剤を行って、医療費の削減。

その8人のメンバーで本当に訪問しながら、実際実績がきちっとできるかどうか。その辺について実績を上げるかどうか。なかなか難しいところがあるけれども、その辺について、何か、現在以上によくしていく、そういった何か、お考え等はあるかどうか。これについてお尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 岡山議員の再質問でございますが、実は、保健師につきましても、現在配置をしておりますのは、健康増進課とそれから地域包括支援センター、さらに、美東総合支所のほうに3名ほど、美東、秋芳にとということで配置をしております。市民課の国保の中には配置をしておりますが、全体の人員の中で、いろいろ内部検討して、とにかく保健師と市民課と協力して、全体的な医療費の適正化もありますし、そのための健康指導等もありますので、全体を進めていくという形で、保健師の中で合意を得ておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。確かに、これ数字で何人、例えば、重複受診が何件から何件になったとか、頻回受診が減ったとかいうところは、ちょっとまだ見えてきておりませんが、実質的にこのレセプトの中身を見て、先ほど言いました重複受診等についての指導については、昨年あたりから本格的に進めておりますので、今後この活動によって減っていくように、今後努力をしていくというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。今後とも、この国保、医療費、こういった国保税が上がらないようにするために、そういったとこにいかにも医療費を削減していくかということをして、今、言われたように、医療の面、保健師さん、医療の面、また健康増進の面、なかなか二通りきちっと見ていかななくてはならないということで、人もたくさんいない。なかなか難しいところはありますけれども、どうか、そののところをいろいろ工夫しながら、大変でしょうけど、進めていただきたいなと思っております。

ということで、次の質問は、その保健師さんにも、また働いてもらわなくちゃならない質問なんですけれども、市民の健康づくりに向けて、生活習慣予防対策の推進について質問してまいります。

日本人女性の平均寿命は87歳、世界第1位、男性は80歳で7位、喜ばしいことですが、幾ら寿命が長くても寝たきりでは家族にも大きな負担をかけてしまいます。健康寿命と平均寿命の差は、現在は、国は、男性では9年、女性では13年と言われております。この期間に介護費用や医療費が上がり、保険料が上がってくる、私たちの負担は一層重くなってくるわけです。だからこそ、健康寿命を長くすることが重要となってきます。

長野県の高齢者の医療費は非常に安い。これはなぜなのか、科学的に研究し、日本中に広めれば医療費を安くすることも可能であると言われております。長野県では、脳卒中にならないために生活習慣を変えと言われております。積極的に地域に出かけ、生活習慣予防のための生活指導を長年にわたって実施し、行動変容を巻き起こすことが大事と言われております。その一例として、まず一番として、血圧安定のために塩分を減らす。2番目に抗酸化力をふやすために野菜をたくさん食べる。3番目に繊維の多いキノコ、海藻やコンニャクを食べ、発酵食品を食べ、免疫力を上げる。4番目に魚、エゴマ、クルミ、オメガ3系のいい油を食べる。5番目に運動する。目標を掲げているわけです。わかったと言いながら、行動につながらないのが、行動変容を起さるために、心を揺さぶられることが必要です。とにかく食事の前に徹底して野菜を食べる習慣を持つことです。長野県は野菜の摂取量が全国一になって、日本一の健康寿命が長い長寿県になりました。その結果、医療費の高い県が日本でも有数の医療費の安い県になりました。そうした成果の背景には、保健師や保険補導員と言うべき、ヘルスポランティアの皆さん、さらには食生活改善推進員などによる健康に関する意識を地域に広げてくれたのは、この住民力と言われております。現在、別途、この松江市では、健康増進計画、食育推進計画があります。市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、地域、医療機関、関係団体、行政等が連携して、みんなで支えあって、健康寿命を伸ばそうを目指しております。自助では、年代、性別等に応じた健康づくりと自分に合った健康づくりがあります。共助として、公民館等を中心とした地域や職場での健康づくりの推進、公助として健康診断、きょうは午前中に先ほど、この高木議員の一般質問にありましたように、この健康審査とがん検診、受診率の向上や生活習慣予防に向けた健康管理の推進があります。

そこで、市民の健康寿命を伸ばす、この司令塔として、市民福祉部の役割が重要

となってきます。市民の健康づくりに向け、生活習慣予防対策の推進についての取り組みについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 市民の健康づくりへ向けて生活習慣病予防対策の推進についての御質問にお答えをいたします。

山口県保健統計年報によりますと、現在、美祢市における死亡原因の三大疾病は、悪性新生物、いわゆるがんでございます、それから心疾患、脳血管疾患であり、その約半数を占めている状況にあります。また、これらの疾病は、食生活を含めまして喫煙、飲酒等、日ごろの習慣によるものが原因となり、いわゆる生活習慣病とされているものであり、これらの疾病の治療については長期にわたり、医療費高騰の原因にもなっており、健康保険料にも影響してくることは議員御指摘のとおりだと考えております。

このような状況の中、市では、一人ひとりが疾病予防のため日常で御自分の健康状態を理解していただくとともに、その生活習慣を見直していただくよう事業を行っております。具体的には、先ほど松江市の例も挙げられましたが、計画としては、いきいき健康みね21という計画に沿って行っておりますけれども、予防接種の助成を始め、がん検診事業とともに疾病予防への事業に取り組んでおり、市の保健師や栄養士、さらには美祢市食生活改善推進協議会の会員の方々や医師等による食に関する健康講座を平成25年度では年3回開催するとともに、市内各地で開催される地区サロンへ年84回出向き、高齢者を中心とした健康相談、健康啓発を実施しております。また、環境を変え、戸外においてのウォーキング教室を春、秋の2回、ウォーキング大会を1回開催し、気軽にできる運動のきっかけづくりとしての事業も行っております。

いずれにいたしましても、これらの健康予防が市民一人ひとり継続されるためには、強制ではなく気軽に日常の中に取り入れられるものでなければなりません。市民一人ひとりの生活習慣予防対策の健康づくりは、福祉・医療関係部署、教育委員会、社会福祉協議会、地区民生委員、地区区長、あるいは関係団体、企業等、あらゆる人々のお力添えを得ながら対応していくことが重要だと考えております。市では、市民が地域の中で楽しく暮らしていけるよう、地道ではありますが市民の健康

づくりの一助となりますよう今後も引き続き事業の継続を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） はい、ありがとうございます。美祢においても、いきいき健康みね、また食生活改善計画、こういったところでしっかりと食生活の改善等を指導されているということも聞いて、地区に入りまして、このサロンをしっかりと八十数回行っているということも聞いています。こういった地道な訪問指導、これは非常に私は重要なこととっておりますので、どうか今後とも、その辺には力を入れて推し進めていただきたいなど、そういった中で着実に一步一步改善していく行動変容、皆さんの意識を変えていく、こういったところまでの力強いものを打ち出しをしていただきたいとこのように思っております。

そういったことで、今後とも食生活改善マップなど、もっと大きな字で自宅に配付するなり、そういったところの今までの集大成というものをきちっとまとめ、つくり込みながら、この食生活改善マップ等をしっかりと入れていって、つくり込んでいっていただければ、要望としてお願いしたいと思っております。

それでは時間がなくなりますので次の質問にまいりたいと思います。次の質問に移ります。

生活環境を取り巻く課題及び改革に関してということで、資源持ち去り防止条例制定への取り組みに関してであります。資源持ち去りにつきましては本市でも2年前に特に発生して、私が住んでいる伊佐町の丸山におきましても、ごみステーションで通常であればアルミ缶とスチール缶とを出すときがあつて、私は8時に出すから、最近、えらい2年前にこのアルミ缶がいつもあるのにないなという感じでありまして、それで、市の委託を受けておられるこういった資源ごみ回収リサイクル品を収集している業者さんの方が、最近アルミ缶が回収するけどなくなって困っているという、そういったお話を私はその事業者の方に直接お聞きもして、それがおさまったと思ったら、最近そういったことはまだ相変わらず続いておりますよという、そういったこと、これは美祢市全域にもいえるけど、特に伊佐とか於福町にも同じようなことが発生しているとうかがっているわけでございます。

こういった資源リサイクルのところのものは、美祢市の最終処分場資源リサイク

ルの指定業者のほうにアルミ缶等を出して、そして運搬して、それを出す業者と、あと指定管理を受けているところは、アルミ缶というのは指定管理プラス、アルミ缶であれば1キロ84円で、その事業者が経営厳しい中、何とか経営にこれをしてつながっているということでもあります。そういったところで、途中でそういったものが、資源回収リサイクル品が、アルミ缶とかそういったスチール缶とかが抜かれておれば非常に収益が減少してくる、そういった問題もあるわけです。

そういったところで今後こういった、よその神奈川とかテレビでニュース等言われて、こういった持ち去り防止条例ということで、持ち去った場合には課徴金とか何かいろいろ罰則を設けるなどこういった条例がつけられているところがございますけれども、そういった面において、美祢市においてもこういった資源ごみ持ち去り防止条例を制定するお考えがあるかどうか、まずこの辺についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 資源ごみの持ち去り防止条例制定の取り組みということの御質問ですが、現在、我々美祢市では、これに係る条例の制定は行っておりません。これ議員御承知のとおりですよね。県内に考えてみますと13市中8市がこの条例を持っておられまして、美祢市を含め残りの5市がこの条例を持っていないというのが現状です。

議員も御承知でしょうけれども、これMYTとっていただいておりますから、ちょっと中身をお話したいと思いますが、この持ち去り禁止条例とは、廃棄物処理に関する条例の中で、ごみの集積所に排出された資源ごみ等の所有権が行政にあることを明確にいたしまして、行政が指定した事業者以外の者が集積所から資源物の回収を行うことを禁止する規定を盛り込んでいる条例のことです。本市においても、今、岡山議員が丸山という具体的な地区を出されておっしゃいましたけれども、過去に持ち去り情報が寄せられたことがありましたけれども、ここ最近はこうした情報も寄せられておりませんで、ごみ持ち去りによる実害は、この近々においては発生していない状況にあると認識しております。また、県内の状況も市によって差異があるようですが、全体的に減少傾向にあるということの認識をしております。

この持ち去り禁止条例を設けた場合の効果についてでありますけれども、持ち去

り行為は資源物の高騰という社会的な要因にも大きく左右されておるといふふうに考えられております。条例を制定したことによりまして減少したとは単純に言い切れない側面があるということがあります。このため県内他市においても、条例制定後、一定の効果があつたと感じている自治体と、条例を制定しても実効性に欠けると感じている自治体もありまして、評価は完全に二分をされております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、持ち去り行為ということにつきましては、自治体が責任を持つべき、ごみの回収とその資源化という事業の本旨に反しておりまして、または許されない行為でもあります。現状では、持ち去り行為が発生した場合に行政として毅然とした対応をとる根拠、場合によっては警察に対応していただく法的根拠が乏しいため、事案発生前に予防的措置を検討する必要があるといふふうにも考えております。

つきましては、条例化を行っております他市の事例、それから実効性の確保策等の調査、本市におけるそれぞれの地域の特性等も踏まえまして、条例上の対応についても前向きに検討してまいりたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 大変失礼いたしました。そういうことで今後は前向きに検討をされるということで、しっかりとよろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。ごみ袋購入先の変更に伴う経費節減についてです。

美祢市の指定ごみ袋は、固形燃料化できるごみ袋とできない、こういったごみ袋の5種類があります。それは皆さんも御承知のとおりであります。美祢市の指定ごみ袋の購入については、納入業者はどのようにして決めているのかどうか、当然、競争入札により納入業者を決定していると思いますけれども、どの程度の業者が入札し、県内外から参入できるのか、まずそういった点についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ごみ袋購入先の変更に伴う経費削減対策についてであります。

現在、美祢市指定のごみ袋は、先ほど議員御指摘のとおり、固形燃料化できるご

み袋が3種類、それから固形燃料化できないごみ袋が2種類の合計5種類ほどございますが、年度ごとに必要見込み枚数を算定し、本市の指名競争入札の規定に基づいて納入業者を決定しております。おおむね5社程度を指名業者に入れております。平成25年度においては142万8,000枚を購入をいたしました。

製造原価につきましては、原油価格の変動に伴う袋の製造原料の単価や、指定ごみ袋の制作枚数によって増減が生じますが、そのような指名競争入札によって決定しておるという状況をまず御回答をいたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ごみ袋については5種類あって142万枚、かなりの枚数であると思っております。こういった枚数を購入をする関係、入札する業者は今、5社あると聞きました。こういったところを入札によって、枚数が枚数ですから、非常に節減するためにこの業者、とにかく私がちょっと聞いているのは、県内もありますけれども北九州市とか福岡市、こういったところにこういったごみ袋の業者がおるわけでありましてけれども、かなりの安いコストで購入できるということを私はうかがっているわけでございます。

ごみ袋は御承知のとおり、最終的にはごみと一緒にRDFの固形燃料にするために、基本的には破れなければ、ごみ袋としての特に大きな問題はないわけでございますけれども、今後、今の県内の業者5社ありますけれども、もう県外、今、私が聞いた範囲には福岡市とか北九州市で、かなり、枚数が多ければ多いほど、購入の経費削減につながっていくということを聞いております。企業であれば、当然こういったところのものも、一応品質は大丈夫かということを確認しながらOKであれば、こういったディスカウントする安いところにしっかりと購入して、経費削減に企業はもう、きゅうきゅうとしているわけでありましてから、そういった認識を私は市の行政の方が常にこういったところのもの、当然、地元の業者も大事にしていくということも一方、大事な部分もありますけれども、そういったところも勘案しながら、県外のこういったコストダウンするような業者があれば、調べて、そして入札に入ってもらい、こういったところのお考えがあるかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの岡山議員の御質問ですが、製造原価につきましては、先ほどもちょっと触れましたように原油価格の変動に伴う袋の製造原料の単価、それから指定ごみ袋の制作枚数によって増減が生じますので、特に先ほど北九州市の例を挙げられましたが、政令指定都市等の規模と比べまして、必ずしも比較がなかなか難しいというふうに考えています。

製造原価を下げるには、労働力の安価な外国で製造するというのも一つの方法であり、県内では本市を含めまして7市が外国製のごみ袋の使用をしております。他の6市については、外国製は国内製と比較して若干品質のばらつきのある可能性もあることから、製造原価のほうは高くなりますが国内製に限定しておられるとの状況になっているところでございます。

品質を確保しつつ経費削減にも努めていくには、これまでと同様に指名登録事業者の中から実績があり信頼のできる事業者を指名し、競争入札により納入事業者を選定していくことが有効かつ適正な方法であると考えております。過去の入札結果を見ましても特定事業者への固定化もないことから、競争性も適切に確保できており、経費削減に関しての成果も十分にあると認識をしております。今後も経費削減策への情報収集に努めますとともに、品質と経済性のバランスをとるため、指名競争入札により、指定ごみ袋の購入先を選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 業者さんが5社県内において参入して、そして指名競争入札であるから基本的には大丈夫ということを言われました。

私は、基本的に考え方としては間違っていないし、そういったことでいいんじゃないかと思っておりますけれども、考え方として、やっぱり美祢市財政状況等も勘案しながら、やっぱり品質の面とかちゃんとしておったならば、今後、県外でもそういったさらにコストダウンする、市の財政に少しでも寄与すると、そういったところも一つの選択肢として考えておくことも必要じゃないか、すぐするべきであるとかそんとは言いません、今までの経緯がありますから当然、健全にやってきておると感じておりますし、その辺のところはよく状況を情勢判断しながら今後の一つの研究課題として置いていただければいいかなと、このよう思っているところでござ

ざいます。

それでは、最後の質問に移ります。市民の命を守る消防施設への耐震化対策に関して質問します。

年間150万以上を超える観光客が訪れ、市民2万7,000人が暮らす市民を守るこの本市の消防署、東部出張所、各消防団施設が存在しております。そこで、地震が起こると真っ先にこの建物内の消防車を建物外に出すとしている自治体が多いと聞いております。本市の消防施設の耐震化対策は急務であります。消防署本庁は昭和48年9月に建設されており、そして1981年、昭和56年の建築基準法改正に伴って導入をされた震度6強程度、人命に危害を及ぼすような崩壊など、この被害を生じないことを目安にしている、こういった昭和56年の建築基準改正法に、この基準には合っていないわけです。それだけ古い建物であるちゅうことで、それで40年ぐらいたっている、そして旧耐震化基準のもとで建築されたこの消防施設、東部出張所については昭和59年ですから、これは耐震化基準にはきちっと適合しておりますけれども、いずれにしても今後この耐震化対策に当たっては、本市が苦慮しているというのが財源の問題ではないかと思っております。限られた予算で、この中で今まで小中学校の耐震化を優先してきたことにより、消防施設は後回しにせざるを得ない、こういった状況だと思います。

2011年度の第3次補正予算から財源措置されるようになった緊急防災・減災事業、この事業は消防施設の耐震補強工事や建てかえ実施計画などに使うことができるほか、消防団の車庫、防災行政無線のデジタル化など、対象としては幅広いわけであります。

消防車両と消防施設の適正配置、消防施設耐震化は、全国平均では82%で、山口県は68%を切っており、これのワースト10に入っている状況です。今後、この消防車両とデジタル無線の安全確保など、現状耐震率の低い消防署本庁をどうするのか。消防自動車とデジタル無線が潰れて使用できなくなれば、市民の命を守りに行くことができなくなります。どのような対応策を考えておられるか、消防施設に関するハードとソフトの面の耐震化対策についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 阿野消防長。

○消防長（阿野一俊君） 岡山議員の、市民の命を守る消防施設への耐震化対策につ

いての御質問にお答えいたします。消防施設に関するハードとソフト面の耐震化対策についてであります。

初めに、消防本部庁舎の耐震化についてですが、平成15年に実施いたしました。その耐震診断の結果、地震発生時、災害活動の主要機能となる通信指令室、緊急車両車庫が配置されております1階部分については、防災拠点としての耐震性目標値を超えた評価結果を得ております。事務所、会議室を配置した2階部分については、揺れを受ける方向により目標値を若干下回る評価となっておりますが、総合評価として、地震発生時において直ちに崩壊するということはないという評価を得ており、美祿消防署、東部出張所ともに、消防機能の維持可能な容量の非常用発電設備を設置し、停電対策等も講じていることから、地震発生時においても消防力の維持は図れるものと考えております。

次に、通信指令機能の耐震化についてですが、昨年10月、隣接する下関市と共同で下関市消防局新庁舎内において高機能消防指令センターを整備し、消防指令業務の共同運用を開始いたしました。これにより美祿市内からの119番通報は、床免震構造等で最新の地震対策が講じられた高機能消防指令センターで全て受報され、美祿市消防本部に出動指令されることとなっております。併せて、共同して指令業務を運用することで、大規模災害の初期段階から広域的な消防運用が可能になり、迅速に精強な消防力で対応できること等、ハード、ソフト両面から通信指令機能の耐震化を図っております。

以上、消防施設への耐震化対策につきまして御説明いたしましたが、市民の生命、財産を各災害から守ることは行政の使命であり、今後も市総合計画の基本理念であります市民の安全・安心の確保を大前提としたまちづくりの柱として、消防体制の充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 消防署本庁につきましては、今お話があったように平成14年耐震調査を実施して、1階部分はちゃんと対応できているという調査結果が出たということで安心しました。そこが震度6とか強度で潰れてしまった場合は、消防車とか救急車とか出動できないですね。防災無線、こういったデジタル無線等が使えなかったら本当に大変なことになってしまうと、非常にちょっと心配だった

んですけど、今の説明を聞かれてちょっと安心しました。

それで今後2階の部分がやっぱり、指令する方、そこがちょっと耐震化がいまいち低かったということでそういった部分の方も、もし命を守っていく司令塔の方たちですから、大きい建てかえは必要ないかもわかりませんが、何らかの形で補修、補強、そういったところのものを、考え方としては、私は必要じゃないかと思っております。大金かけることはないと思えますけれども、そういったところのものをまず、その部分についてはどのような考えを持っておられるか、それについて、また再質問したいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 松永消防次長。

○消防次長（松永 潤君） 岡山議員の現在の消防庁舎の2階部分の耐震化の御質問について御回答をいたします。

先ほど消防長が申しましたように、1階部分については耐震率が足りております。2階部分についても現在消防本部の中で、今後の耐震化についての方向性を検討しているところであります。今現在といたしましては、今すぐにはできること、例えば先ほど言われましたソフト部分、まず地震が起きた際は施設をチェックして消防車を移動させる、また各機器のチェックを行う、そういうことからまず始めて、今後の耐震化等について検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。今後ともしっかりと市民の命を守っていくための消防施設として改革、改善していただきたいことを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたします。

本日はこれにて散会をいたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんには、この後、議会報告会の打ち合わせをしますので、お集まりいただきますようお願いいたします。

午後4時51分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月12日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

堀野智和

”

秋枝秀稔